

白井市第2次環境基本計画



平成24年4月

白 井 市

目 次

	Page
第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の背景と目的	3
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の範囲	4
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の構成	5
第2章 環境の現状と課題	7
第1節 白井市のすがた	9
1 位置・地勢	9
2 地形・地質	9
3 気候・気象	10
4 社会特性	10
第2節 自然環境の現状と課題	14
1 農地	14
2 森林	15
3 水辺	16
4 動植物	17
5 公園・緑地	18
第3節 公害の現状と課題	19
1 大気環境	19
2 騒音・振動・悪臭	20
3 水環境	21
4 有害化学物質	23
5 公害苦情	24
6 放射性物質	25
第4節 生活環境の現状と課題	26
1 景観・歴史文化財	26
2 不法投棄	28
第5節 廃棄物・資源の現状と課題	29
1 廃棄物	29
2 資源物	31
3 エネルギー	32
第6節 環境保全活動の現状と課題	34
1 環境学習・環境教育	34
2 環境保全活動	35
第7節 地球環境の現状と課題	36
1 地球環境	36

第8節	住民意識調査に基づく現状と課題	38
1	住民意識調査	38
第3章	望ましい環境像	41
第1節	基本理念	43
第2節	望ましい環境像	44
第4章	施策の展開と実践行動	45
	望ましい環境像及び体系図	47
第1節	豊かな自然を生かし、大切にするまち	48
1	農地や里山を守ろう	48
2	緑の環境を創ろう	50
3	水辺の環境を守ろう	52
4	生き物の環境を守ろう	54
5	自然と触れ合おう	56
第2節	市民の健康と快適な生活環境を守るまち	58
6	すがすがしい空気や静けさを守ろう	58
7	河川や地下水などの水を改善しよう	62
8	美しく安心して住める環境を守ろう	64
9	郷土の歴史や文化を生かそう	68
第3節	限られた資源・エネルギーを大切にするまち	70
10	ごみを削減しよう	70
11	水循環を確保しよう	74
12	エネルギーを有効に利用しよう	76
第4節	環境を知り環境に配慮したライフスタイルを実践するまち	78
13	環境を知り、学び、行動しよう	78
14	環境に配慮したライフスタイルを実践しよう	80
第5節	地球環境の保全に貢献するまち	82
15	地球規模で環境を考えよう	82
第5章	計画の推進体制と進行管理	85
第1節	計画の推進体制	87
1	市民、市民団体、事業者との連携・協力体制の整備（仮称）市民環境会議	87
2	環境審議会	87
3	国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化	87
第2節	計画の進行管理	89
1	計画の点検・評価	89
2	点検・評価結果の報告	89
3	環境情報の提供	89
4	計画の見直し（環境指標一覧表①、②）	89
資料編		93

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

本市は、平成14年3月に白井市環境基本計画を策定し、人と自然が健全に共生する環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を目指して、各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、計画策定後10年が経過し、環境保全の取り組みには一定の進展がみられたものの、その間に環境に関わる新たな法の施行や計画の策定があり、循環型社会実現に向けた取り組みの強化、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化問題への対応やエネルギー問題、生物多様性の確保に向けた取り組みの推進、社会情勢の変化や環境行政をとりまく状況に的確に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて新たな環境施策に取り組んで行くことが必要となりました。

このような状況を踏まえ、白井市環境基本計画の計画期間が平成23年度で満了となることから、同計画を引き継ぎながら今日の環境問題の課題を明らかにし、市民、市民団体、事業者、市が協力して取り組むべき、次期の白井市環境基本計画を策定するものです。

白井市第2次環境基本計画は、白井市環境基本条例の基本理念を継続し、市民、市民団体、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、将来にわたり市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とします。

白井市環境基本条例の基本理念

- 環境の保全は、市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、環境に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた環境を実現して行くよう行われなければならない。
- 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するための課題であることから、積極的に推進されなければならない。

第2節 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「白井市総合計画」を環境面から推進するためのものです。

同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ち、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。

また、市民、市民団体、事業者、市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

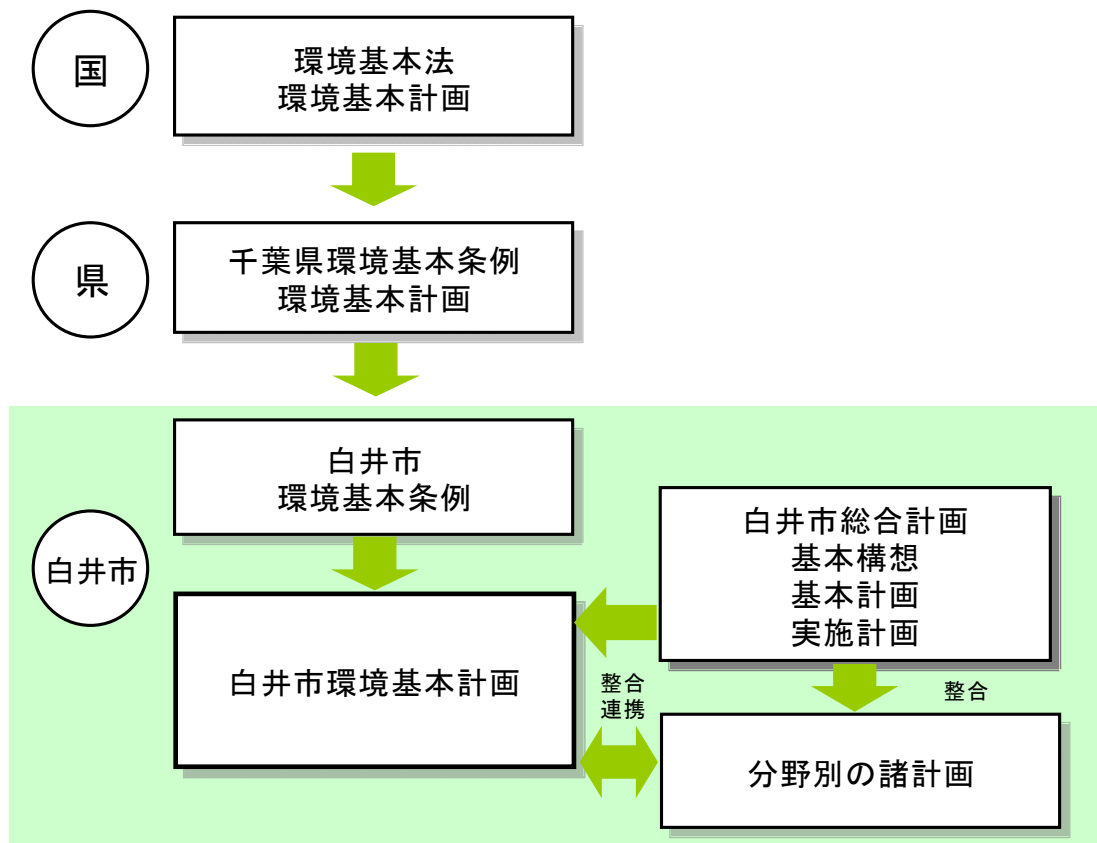


図1-1-1 計画の位置付け

第3節 計画の範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

本計画の対象分野は、①自然環境、②公害、③生活環境、④廃棄物・資源、⑤環境保全活動、⑥地球環境の6分野とします。また、対象とする地域は白井市全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

表 1-1-1 計画の範囲

対象分野	具 体 的 内 容
①自 然 環 境	農地、森林、水辺及び動植物など自然環境の保全、活用に関すること
②公 害	大気、水などの汚染防止や騒音・悪臭などの公害防止に関すること
③生 活 環 境	景観、歴史文化財、美化に関すること
④廃棄物・資源	廃棄物の発生、資源の利用に関すること
⑤環境保全活動	環境保全に向けた市民・市民団体・事業者・市の行動に関すること
⑥地 球 環 境	地球環境保全に関すること

第4節 計画の期間

本計画の期間は、市第4次総合計画や他の基本計画との整合を保ちながら平成24年度（2012年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）までの9年間とします。

第5節 計画の構成

本計画は、第1章から第5章で構成します。

第1章 計画の基本的事項

策定の視点、計画の目的、その他計画の基本となる事項を示します。

第2章 環境の現状と課題

市の概要及び市域の環境の現状と課題を示します。

第3章 望ましい環境像

市が目指す望ましい環境像を示します。

第4章 施策の展開と実践行動

望ましい環境像の実現に向けた施策の具体的な内容を示すとともに、主体別の環境配慮の取り組み内容を示します。

第5章 計画の推進体制と進行管理

本計画の推進体制と進行管理の方法を示します。

図 1-1-2 計画の構成

第2章 環境の現状と課題

第1節 白井市のすがた

1 位置・地勢

本市は、千葉県の北西部の下総台地に位置し、下手賀沼や神崎川及び二重川に沿って帯状に水田が広がり、台地には森林と畑が展開しています。

温暖な気候に恵まれ、特産の梨は県内で1位、全国でもトップクラスの果樹園面積を誇っています。

また、東京都心・千葉市・成田空港のいずれにも、25～30 kmの距離にあり、さまざまな産業・市民生活にとって交通アクセスや企業活動など好条件となっています。

南関東の環状幹線である国道16号と、成田空港と都心を結ぶ国道464号が市を縦横に走るとともに、北総線が京成線・都営浅草線を通じて、都心に直結しています。

さらに、平成22年7月には北総線印旛日本医大から成田空港までを結ぶ成田空港線が開通するとともに、本市を通して市川市と成田空港を結ぶ北千葉道路の整備も予定されており、交通利便性は一層高まる見通しです。

- 総面積：35.41km²
- 東西：8.7 km
- 南北：7.7 km
- 周囲：34.8 km



図2-1-1 市の位置

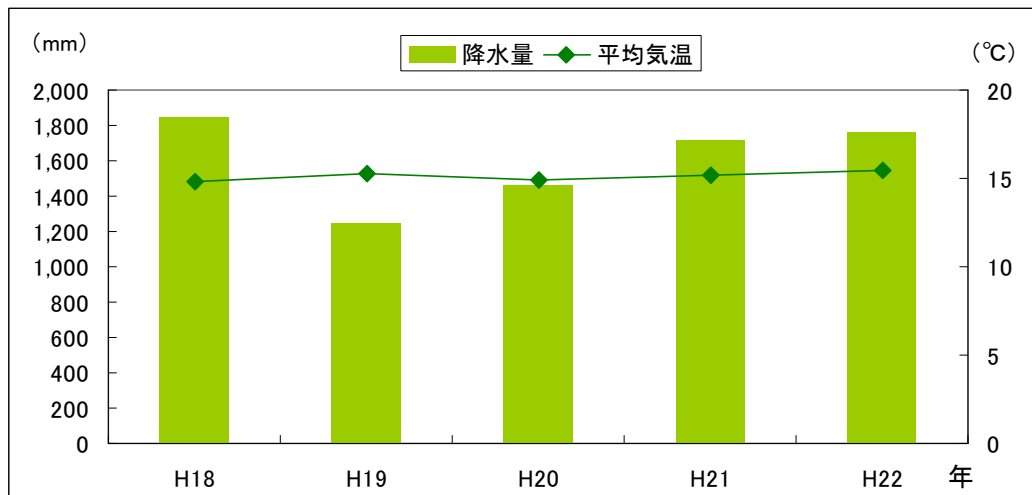
2 地形・地質

本市の地形は、標高20～30mの下総台地が市の大部分を占め、全体的に平坦ですが、神崎川などの河川沿いは緩やかな起伏をもっています。

下総台地は、武蔵野ロームや立川ロームを主体としたローム層が、砂れきや粘土層を被った構造をしています。

3 気候・気象

近年5年間の気象は、年平均気温 15℃、最高気温が 36℃前後、最低気温が-4℃前後であり、年間を通して温暖な気候です。また、近年5年間の年間降雨量は、1,200～1,800mm 程度です。



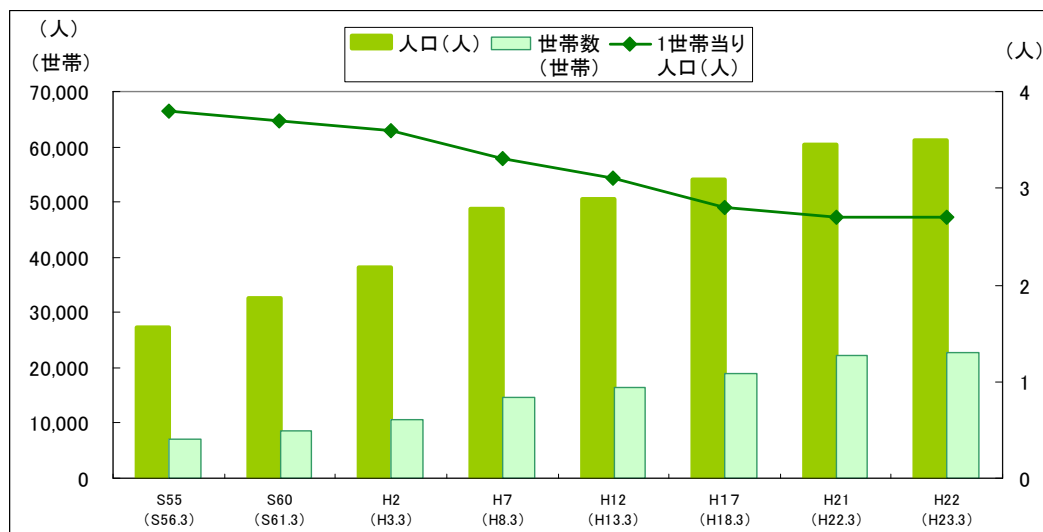
注) 観測地は消防本部通信司令室 (印西市草深)
資料: 印西地区消防組合消防本部

図 2-1-2 市の気象

4 社会特性

(1) 人口・世帯数

本市の人口と世帯数は、千葉ニュータウン、西白井地区などの入居に伴い年々増加傾向にあります。一方、一世帯当たりの人口は、出生人口の減少や核家族化などにより減少傾向が続いています。



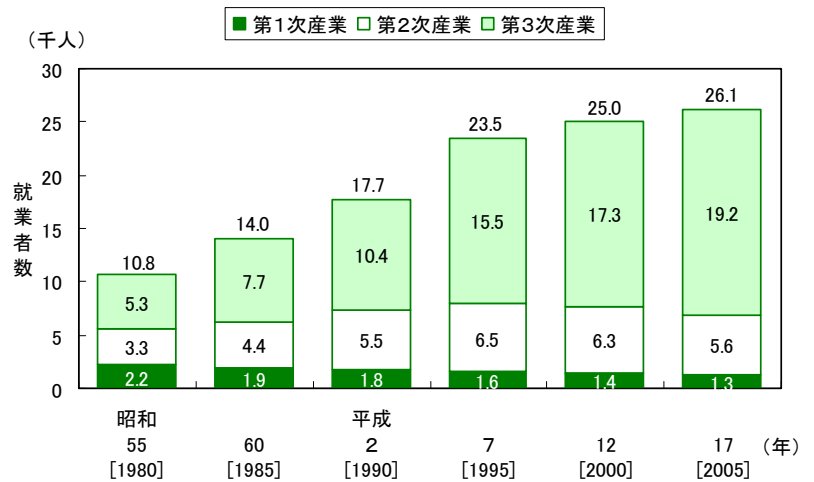
資料: 市民経済部 市民課

図 2-1-3 人口・世帯数の推移

(2) 産業

本市の就業者数は総数で見ると年々増加しています。

産業別に見ると、第1次産業は年々減少、第2次産業は平成2年以降ほぼ横ばい、第3次産業は年々増加しています。



注) 各年10月1日現在の就業者数を示します。

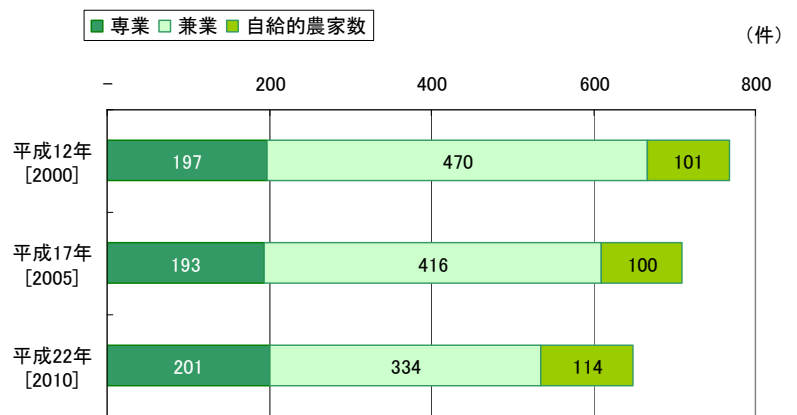
資料：国勢調査

図2-1-4 就業者数の推移

(3) 農業

本市の農業は、県内有数の出荷量を誇る梨などの果実や様々な野菜の生産比率が高いのが特徴です。

農家数は、年々減少傾向にあり、特に兼業農家数の減少が目立っています。



資料：2010年農林業センサス

図2-1-5 農業者数の推移

(4) 交通

① 交通網

市内の鉄道は、北総鉄道が市の南部を東西に貫いて通り、「白井駅」と「西白井駅」の2つの駅があります。

市内の主要な幹線道路は、市を南北に貫く国道16号や北総線と並走する国道464号、市を東西に貫く県道市川・印西線（木下街道）があります。

これらの幹線は東京方面や千葉市及び成田空港などへの広域的なアクセス機能を担っています。

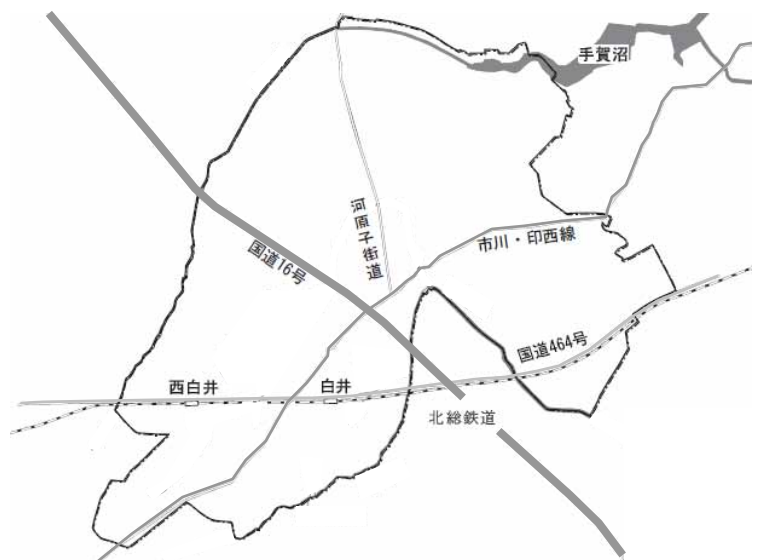
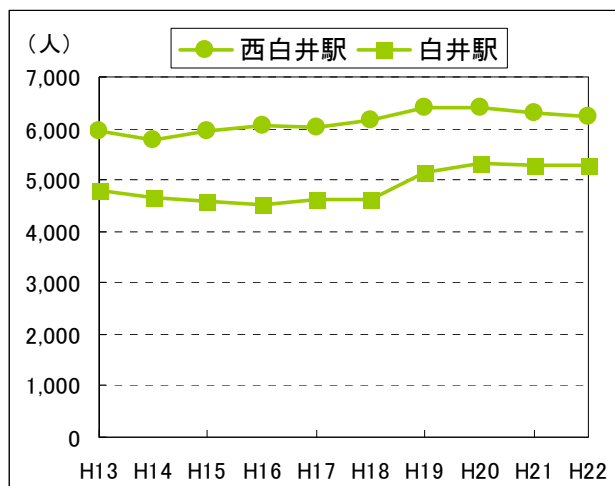


図2-1-6 市の交通網

② 鉄道の乗降車人員

平成 22 年度の本市における鉄道の 1 日平均乗降車人員は合計 11,534 人です。



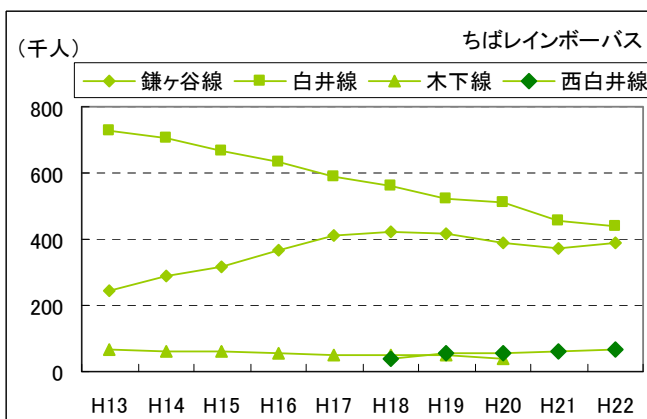
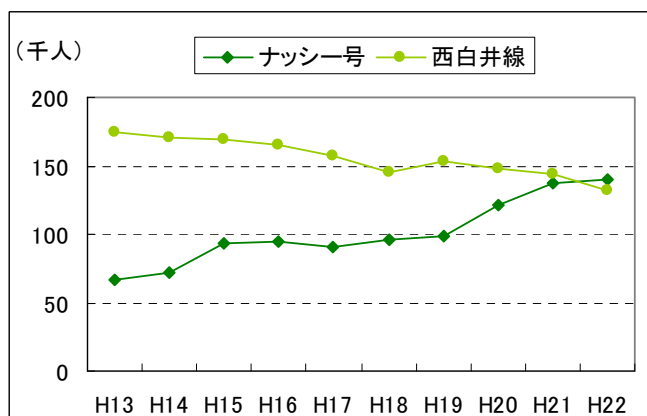
資料：北総鉄道(株)

図 2-1-7 市内の鉄道乗降車人員の推移

③ バスの乗車人員

平成 22 年度の本市におけるバスの乗車人員は、▼市内循環バス（ナッシー号）が 140 千人、新京成バス（西白井線）が 132 千人及びちばレインボーバスが 891 千人です。

ナッシー号の乗車人員は、年々増加傾向を示していますが、民間の路線バスは、路線によっては減少傾向を示しています。



注）木下線は平成 20 年度をもって廃止。

資料：総務部 企画政策課

船橋新京成バス(株)

ちばレインボーバス(株)

図 2-1-8 市内のバス乗車人員の推移

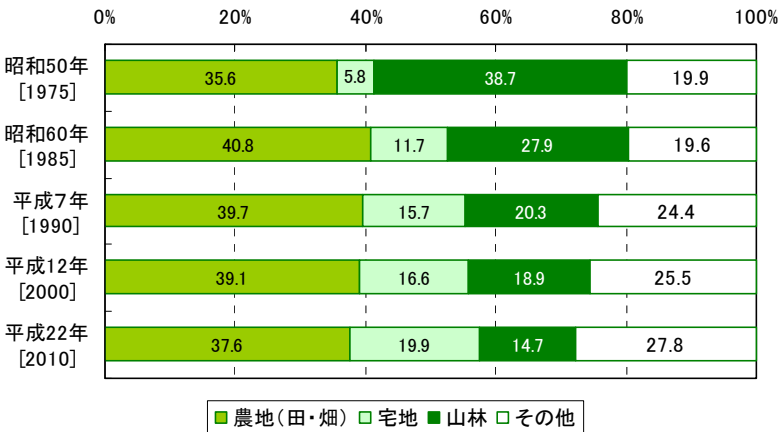
▼：は注釈を示します。

▼市内循環バス：交通不便地域の解消、高齢者などの交通弱者の足の確保、公共施設の利用促進などを目的として路線バス事業者に運行委託し小型ノンステップバス 4 台で市内を運行しています。「ナッシー号」という愛称で呼ばれています。

(5) 土地利用

本市の土地利用の変化は昭和 50 年以降、田や畑の面積はほぼ横ばいであるものの、山林の面積が大きく減少し、宅地面積が大きく増加しています。

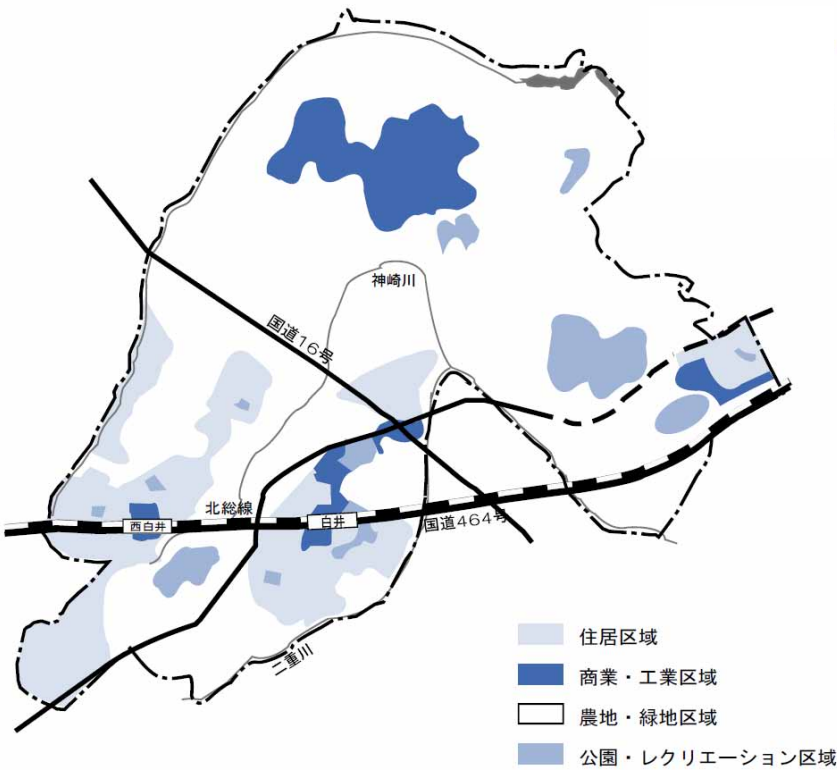
今後の土地利用については、現在ある市街化区域内の未利用地の利用促進に努めるとともに、豊かな水や緑と共生し、田園景観に囲まれた快適な居住環境と、成田新高速鉄道（成田スカイアクセス）・北千葉道路及び国道 16 号が本市を通過するという、優れた立地特性を活かした賑わいのあるまちづくりを進めています。



注) 各年1月1日現在の面積から算出。

資料：総務部 課税課

図 2-1-9 地目別土地面積



資料：環境建設部 都市計画課

図 2-1-10 土地利用基本方針

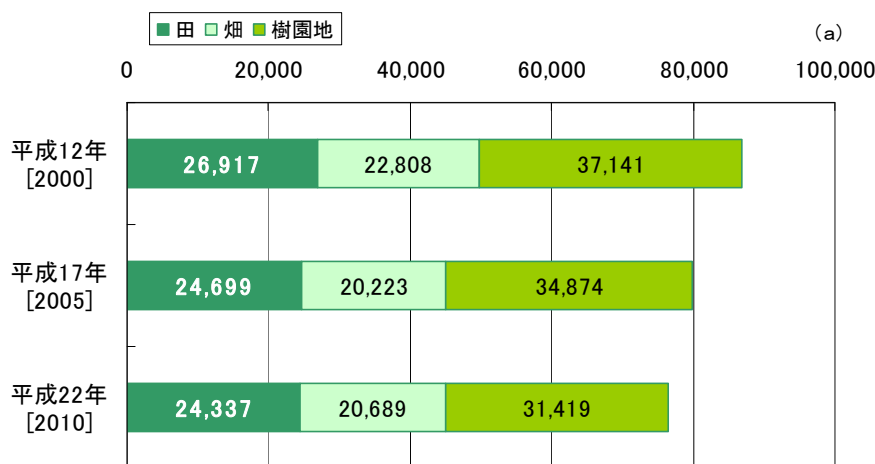
第2節 自然環境の現状と課題

1 農地

農業従事者の高齢化や後継者不足、農業収入の減少、相続税対策などを背景に農地の遊休化や宅地化が進み農家数や農地は年々減少しています。

市では、▼地産地消の取り組みの一つとして、市内の公立保育園や学校給食への地元農作物の提供、朝市などの直売を開催するとともに、市民を対象として、▼市民農園の提供や田植え・稲刈り体験といった、農村・農業交流を行っています。

次世代を担う農業後継者の確保や都市農業としての魅力づくりが求められています。



注) 各年2月1日現在の面積を示します。

資料：2010年農林業センサス

図2-2-1 経営耕地面積の推移



農地の課題

- ◇ 次世代を担う農業後継者の確保が必要です。
- ◇ 安全で新鮮な農作物を地元で消費する地産地消の取り組みの推進が必要です。
- ◇ 環境に配慮した▼環境保全型農業の推進が必要です。

▼地産地消：地域で生産されたものをその地域で消費すること。

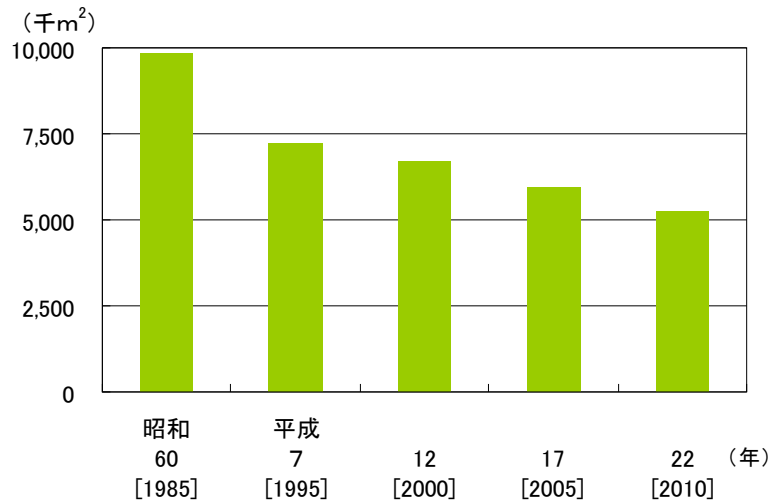
▼市民農園：市内には、法目ふるさと農園、折立ふるさと農園があり、農業者以外の人々が身近に農業を体験できる場として活用されています。

▼環境保全型農業：地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らすことや、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいいます。

2 森林

市内には、山林や梨園などの農地、河川沿いの斜面林など豊かな緑があり、美しい自然景観を形成しています。しかし住宅や事業所などの建設を目的とした開発が進んでいるため、山林面積は年々減少しています。

▼（仮称）谷田・清戸市民の森整備事業は、▼沢山の泉（谷田地区）周辺の県所有地を活用し、市民や市民団体による協働の取り組みとして進められています。



注) 各年1月1日現在の面積を示します。

資料：総務部 課税課

図2-2-2 山林面積の推移

■ 森林保全



森林の課題

- ◇ 斜面林など豊かな緑を保全し、バランスのとれた開発の推進が必要です。
- ◇ 白井緑の基本計画に基づく計画的な緑の保全と創造が必要です。
- ◇ 地域や隣接土地所有者などの理解と市民や市民団体と協働した▼里山保全活動の推進が必要です。

▼（仮称）谷田・清戸市民の森整備事業：谷田・清戸地区に湧水地を中心とした森林・草原及び湿地などからなる里山において、生物多様性を保持する観点から、その里山・自然環境を保全・再生する事業。

▼沢山の泉：地目は池で、季節によって増減がありますが、広さは約383坪ほどで、2箇所から湧き水が流れ出ています。

▼里山：従来は、木材や堆肥、薪や炭の生産などに利用されていた集落周辺の山林をいいます。昨今、広く農地や周辺の樹林地、水辺など農村の総称として使われています。

3 水辺

本市の河川は、一級河川として神崎川、二重川、法目川、富ヶ沢川、野口川、七次川及び下手賀沼（湖沼）の7河川、普通河川として金山落があります。

これら河川や湖沼は全て利根川水系に属しており、重要な排水機能を担うとともに市の貴重な水辺空間となっています。

近年、都市整備によるアスファルト面の増加や雨水排水整備により、河川に直接流入する雨水量が増加しており、降雨後集中し、時として大きな流量に達する可能性があるため、一部の河川では、改修工事などが実施されています。

表 2-2-1 市内の河川

河川	延長 (km)
神崎川	14.6
二重川	6.4
法目川	1.5
富ヶ沢川	0.5
野口川	0.4
七次川	0.7

資料：千葉県統計年鑑

表 2-2-2 市内の湖沼

湖沼	周囲 (km)	面積 (km ²)
手賀沼	16.7	4.12
下手賀沼	6.1	



水辺の課題

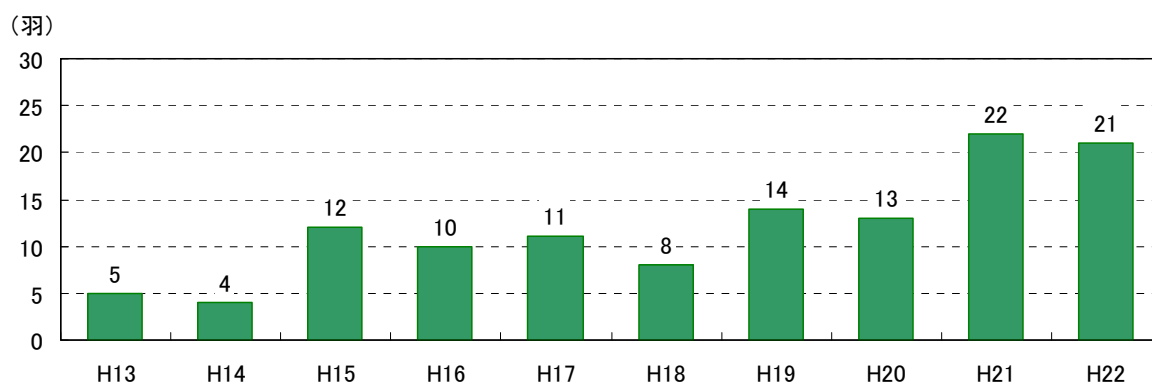
- ◇ 人と水との触れ合いの場や野生動物の生息空間など多様な機能を有する水辺の保全が必要です。
- ◇ 自然環境や生態系に配慮した河川や水路などの整備が必要です。
- ◇ 都市整備に伴う雨水排水量の増加に配慮した水田や水辺などによる保水力の確保が必要です。

4 動植物

市内にある雑木林から水辺までの様々な環境は、多様な野生動植物の生息・生育空間となっています。

平成 21 年度に取りまとめられた「白井市生物多様性調査」では、オオタカやサシバなど保護上重要な動物が確認されています。また、毎年、清水口地区の七次川調整池では、越冬のためオオハクチョウやカモ類が飛来し、清戸の▼湧水周辺には、県内でも希少なシダ類が茂っています。

市内調査の結果、102 本の巨樹・古木が確認されており、平成 17 年度に 2 本のイチョウを市指定文化財（天然記念物）に指定しています。



資料：環境建設部 環境課

図2-2-3 オオハクチョウの飛来数



動植物の課題

- ◇ 多様な動植物が生息・生育できる環境の保全が必要です。
- ◇ 巨樹・古木の周知と保全が必要です。
- ◇ ▼希少動植物の生息・生育状況の調査と保護が必要です。

▼湧水：地下水が崖や谷頭から地表に流れ出たもの。

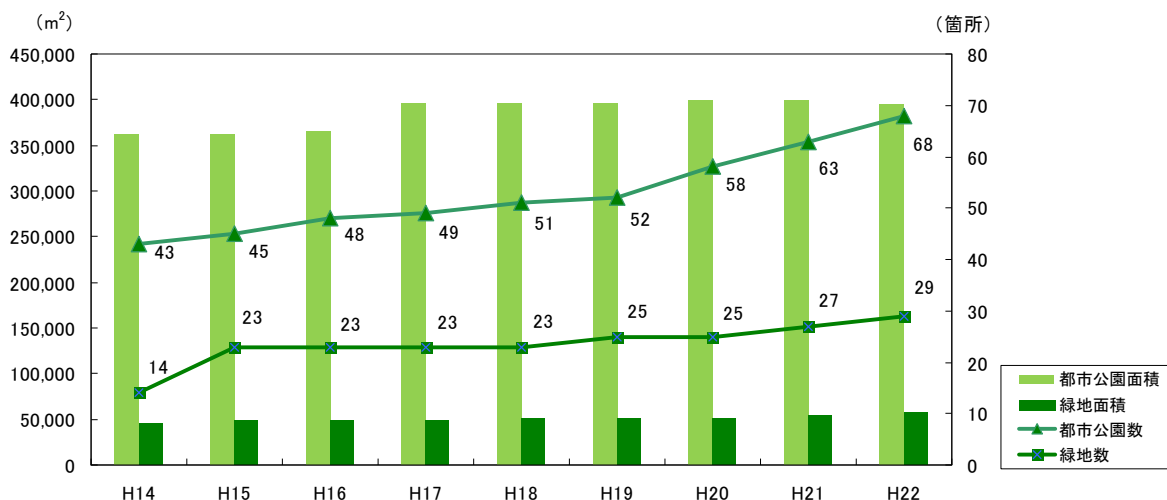
▼希少動植物：絶滅のおそれのある野生動植物のこと。

5 公園・緑地

公園や緑地は、私たちの日常生活に潤いと安らぎを与えてくれ、多くの地域住民が憩いの場を求めて訪れます。

市内の▼都市公園や緑地面積は年々増加傾向にあります。市では、沢山の泉や運動公園周辺を緑地保全重点地区と位置づけ、また▼市民の森を整備するなど、さまざまな保全施策を実施しています。

市民グループの協力により、きれいに維持されている公園が現在 21 箇所ありますが、市民管理の行われていない公園は 33 箇所あり、市では管理していただける活動グループ（サークル）を随時募集しています。



資料：環境建設部 都市計画課

図 2-2-4 都市公園と緑地の状況

表 2-2-3 市民管理の行われていない公園

1 大山児童公園	12 笹塚公園	23 下郷谷公園
2 柳堤公園	13 清水口西公園	24 子持山公園
3 矢ノ橋台北公園	14 二部山台公園	25 栄みなみ公園
4 大山口児童公園	15 大山口北第一公園	26 栄みどり公園
5 宮の前公園	16 大山口北第二公園	27 南園第一公園
6 清戸道東公園	17 大山南公園	28 南園第二公園
7 清戸道東第二公園	18 根上ふれあい公園	29 南園第三公園
8 二部山公園	19 根上児童公園	30 南園第四公園
9 村雨公園	20 草刈作第一公園	31 南園第五公園
10 北の内公園	21 草刈作第二公園	32 栄きた公園
11 上人塚公園	22 草刈作第三公園	33 溜公園

公園・緑地の課題

- ◇ 人と自然がふれあえる公園・緑地の整備の推進が必要です。
- ◇ 市民グループや自治会と協働した維持管理の推進が必要です。

▼都市公園：都市公園法に定めている公園で、主なものは街区公園、近隣公園、地区公園などがあります。
▼市民の森：樹林の保全、森林レクリエーション及び健康を守り、また休養の場を目的に設置された森です。
市内では、神々廻市民の森、所沢市民の森、中木戸市民の森の3箇所です。

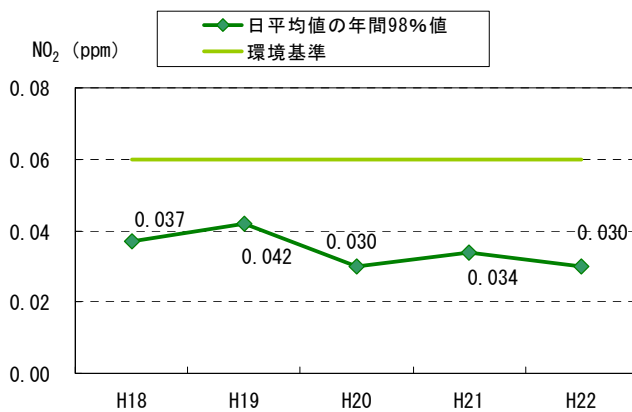
第3節 公害の現状と課題

1 大気環境

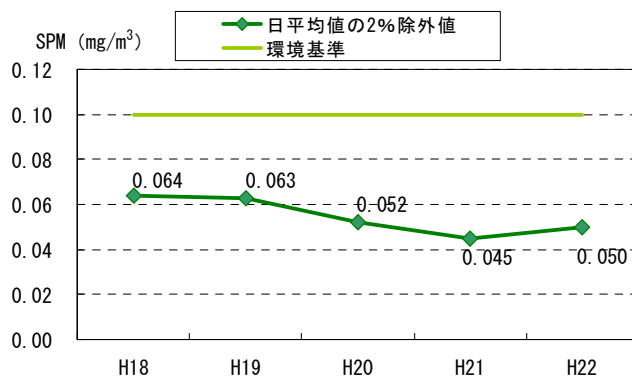
近年、工場や事業場などから発生する排出ガスに伴う汚染物質について、技術の進歩や公害関係法令、条例に基づく規制対策や事業者の努力などにより、その負荷量が削減されてきました。

市内では白井七次台測定局において大気質の監視測定が行われています。▼二酸化窒素及び▼浮遊粒子状物質の測定結果の推移は、それぞれ減少傾向にあります。また、▼光化学オキシダントなどによる▼光化学スモッグの発生日数も減少傾向にあります。

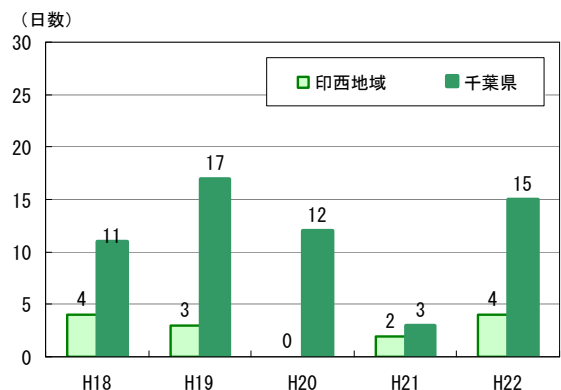
これらのことから大気質は概ね良好な状態が維持されていますが、今後も引き続き大気質を監視するとともに工場や事業場などの排出ガスの確認や改善指導を進める必要があります。



① 二酸化窒素



② 浮遊粒子状物質



③ 光化学スモッグの発生日数

資料：環境建設部 環境課

図 2-3-1 大気質の状況

大気環境の課題

- ◇ 大気質調査による現状把握と良好な大気環境の維持が必要です。
- ◇ 工場や事業場からの排出ガスの確認や改善指導の推進が必要です。

▼二酸化窒素：石油や石炭などの窒素を含んだ燃料などの燃焼により発生し、酸性雨の要因の1つです。

▼浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が10ミクロン以下の物質です。

▼光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素などの一次汚染物質が、強い太陽光の紫外線により光化学反応を起こして生じるオゾンなどの酸化性物質（オキシダント）の総称です。

▼光化学スモッグ：太陽光線（紫外線）によって作られた光化学オキシダントなどが空中に停留し、スモッグ状になることをいいます。

2

騒音・振動・悪臭

(1) 騒音・振動

騒音・振動は、悪臭とともに感覚公害と呼ばれ、人間の感覚や心理面に影響を与えるものです。発生源としては、工場、建設作業及び自動車などがあります。

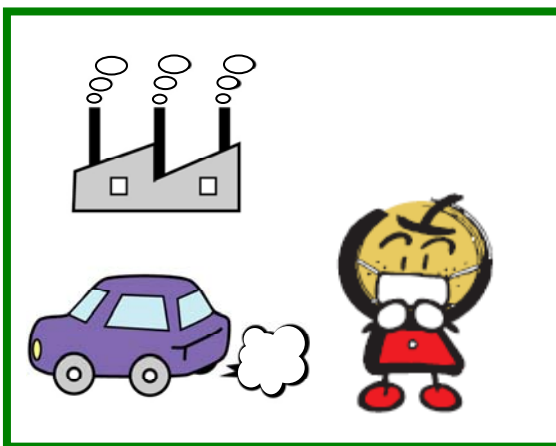


(2) 悪臭

悪臭は、一般的に不快なにおいの発生により、人間の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える代表的な感覚公害であり、一過性、局地的である場合が多くあります。

においを出す物質の数は数十万と言われ、これらの成分には相乗・相殺作用があり非常に複雑となっています。

悪臭防止法では、工場や事業所から事業における事業活動に伴って発生する悪臭に対して規制を定め監視・指導しています。



騒音・振動・悪臭の課題

- ◇ 沿道地域における道路交通騒音・振動の防止が必要です。
- ◇ 工場などからの騒音・振動の防止が必要です。
- ◇ 工場などからの悪臭防止が必要です。

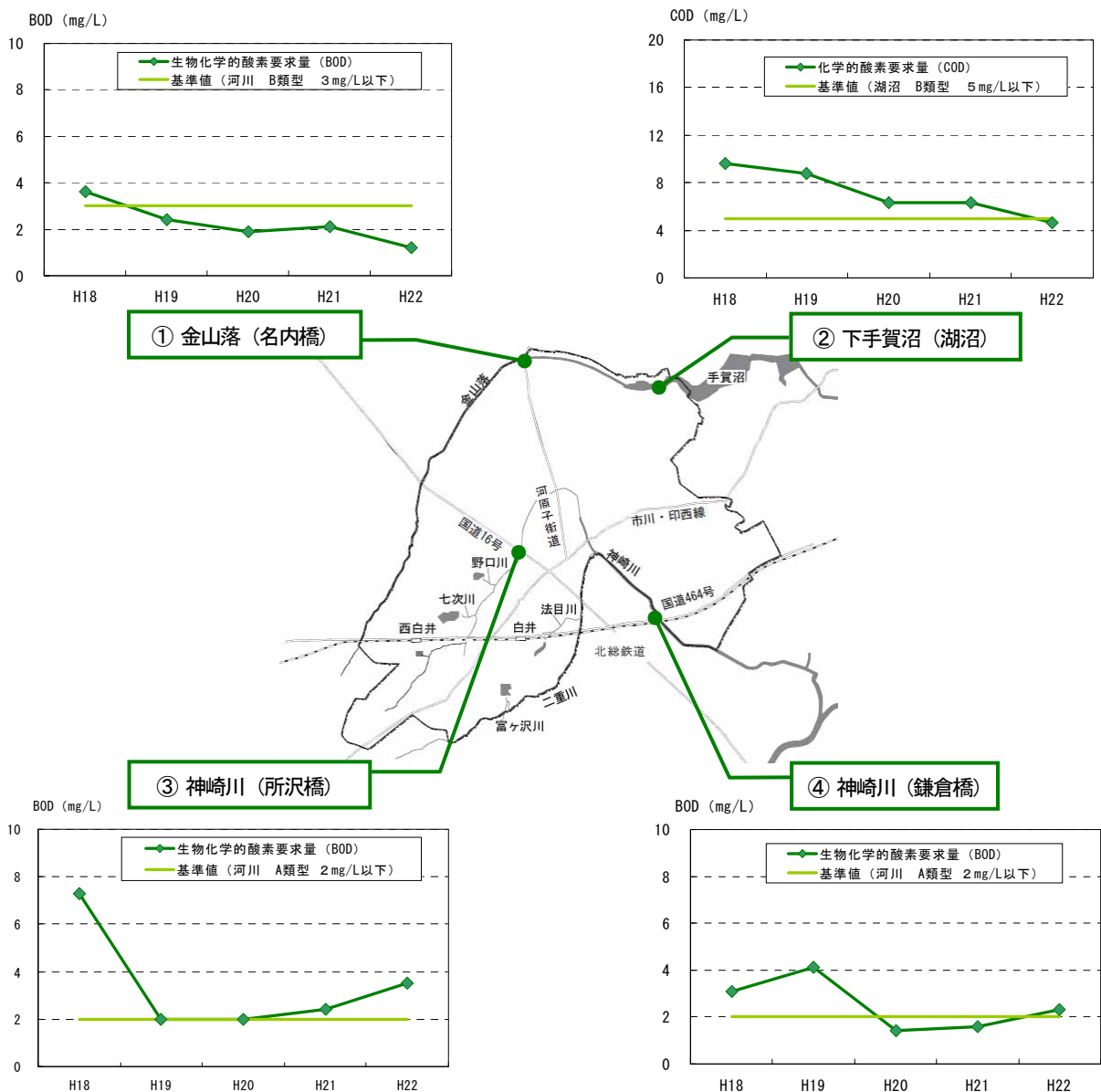
3 水環境

(1) 河川・湖沼

各家庭からの生活排水、工場・事業場からの排水及び山林・農地・市街地など（降雨時に汚れが流出する）からの汚れが自然の浄化能力を超えて流入すると河川の水質汚濁が発生します。

市では、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため▼BOD や▼COD などの水質調査を実施しています。

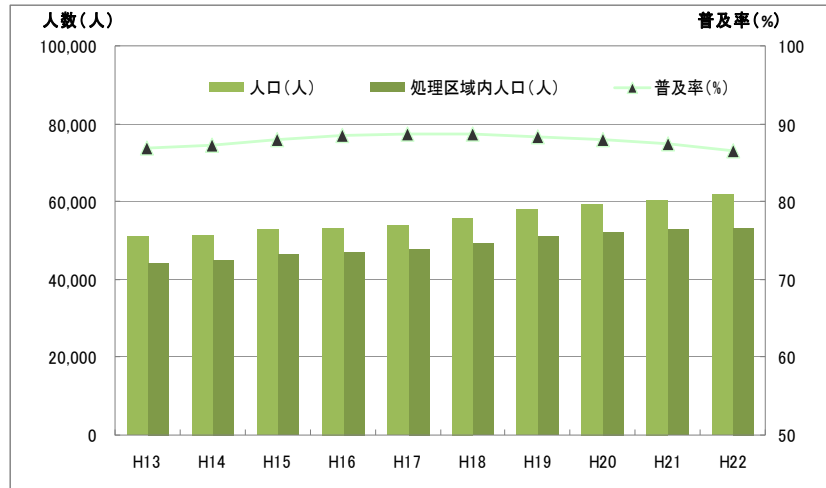
近年は公共下水道の整備が進み、また、▼合併処理浄化槽などの普及や適正な維持管理が進められたことによって、市内の河川水質は改善されつつあります。



資料：環境建設部 環境課

図 2-3-2 水質の状況

- ▼生物化学的酸素要求量 (BOD)：水中の有機物が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量です。河川の水質汚濁の代表指標です。
- ▼化学的酸素要求量 (COD)：水中の有機物を酸化剤で化学的に分解したときに消費される酸素量です。海域や湖沼の水質汚濁の代表指標です。
- ▼合併処理浄化槽：し尿や台所及び風呂から出る排水を合わせて処理する槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べると大幅に浄化する能力があります。



資料：環境建設部 上下水道課

図 2-3-3 公共下水道の普及状況

(2) 地質環境（土壌・地下水）

地下水は、安心な飲料水として利用されてきましたが、産業の発展に伴い自然界において分解されにくい物質や生物体に悪影響を及ぼすような多種多様な化学物質が使用されるようになり、これらが地下水に混入するという状況が生じています。

本市においては、トリクロロエチレンなど揮発性有機化合物による地下水汚染が3地区で確認されており、次に示す調査や対策を進めています。

● 神々廻地区（浄化対策実施中）

市では、汚染が確認されたことから、汚染範囲の調査などを進め、平成10年度からばっ気処理施設を汚染源に設置し、汚染水を汲み上げ浄化しています。また、浄水器の貸出要領を定め、飲用基準を超過した井戸の所有者に対し、浄水器の貸与を実施しています。

● 工業団地及び周辺地区（水質調査及び解明調査中）

市では、汚染が確認されたことから、汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。また、平成15年度から効果的な浄化対策を進めていくため、地下水汚染機構解明調査を実施しています。

● 平塚地区及び復四地区（水質調査及び汚染状況調査中）

市では、汚染が確認されたことから、汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。これらの地区については、今後汚染状況を的確に把握するための調査を進めていくこととしています。

水環境の課題

- ◇ 公共下水道整備、合併処理浄化槽設置及び適正な維持管理など生活排水処理対策の推進が必要です。
- ◇ 地下水汚染地区の調査や地下水質浄化対策の推進が必要です。

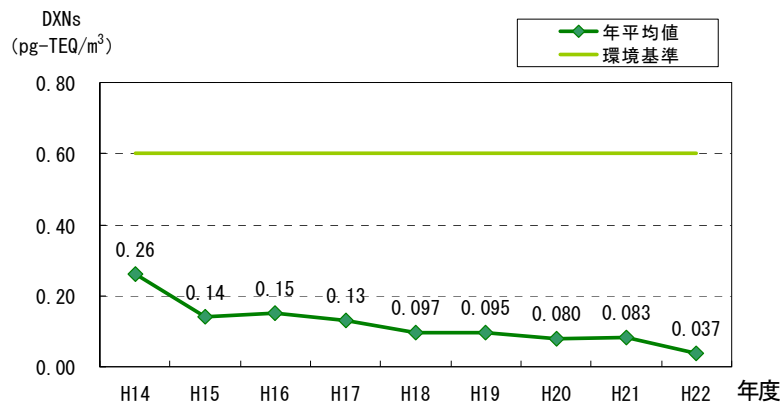
4 有害化学物質

(1) ダイオキシン類

▼ダイオキシン類は廃棄物の焼却や金属精錬などによって発生するもので、発がん性など健康への影響が懸念されており、市民の関心も高くなっています。

ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類を発生する特定施設には、排出基準の遵守と年1回以上の測定義務が課せられています。

本市では、平成13年度からダイオキシン類の大気環境調査を継続的に実施しており、濃度は年々減少しています。



注) 調査地点 (H13～H14の測定地点：野口台児童公園、H15～H16：市役所倉庫屋上、H17～H21：公民センター屋上)

ダイオキシン類環境基準：年平均値0.6pg-TEQ/m³以下

資料：環境建設部 環境課

図2-3-4 ダイオキシン類（大気）の状況

(2) アスベスト

▼アスベスト（石綿）は、多くの製品や建築物に使用されてきましたが、発がん性などの健康影響を有するため、現在では製造・使用が禁止されています。また、アスベストを使用した施設の解体に際しては、これらの基準などに従い、周囲の生活環境への影響に配慮しています。

市では、アスベスト問題に関し、情報の共有化を図り、迅速かつ適切に対処していくため、「白井市アスベスト対策連絡会議」を平成17年9月に設置しています。

今後も、アスベストによる健康被害を防止するため、対策に取り組んでいく必要があります。

▼有害化学物質の課題

◇ 化学物質などによる汚染のない良好な環境の維持が必要です。

▼ダイオキシン類：廃棄物などの焼却の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）を加えた数百種類の有機塩素化合物などを総称してダイオキシン類といいます。

▼アスベスト：繊維の1本1本が非常に細く、不燃・耐熱性、絶縁性、耐薬品性、耐久性、耐磨耗性などに優れた性質を保有していますが、有害性の高いことから使用が禁止されています。

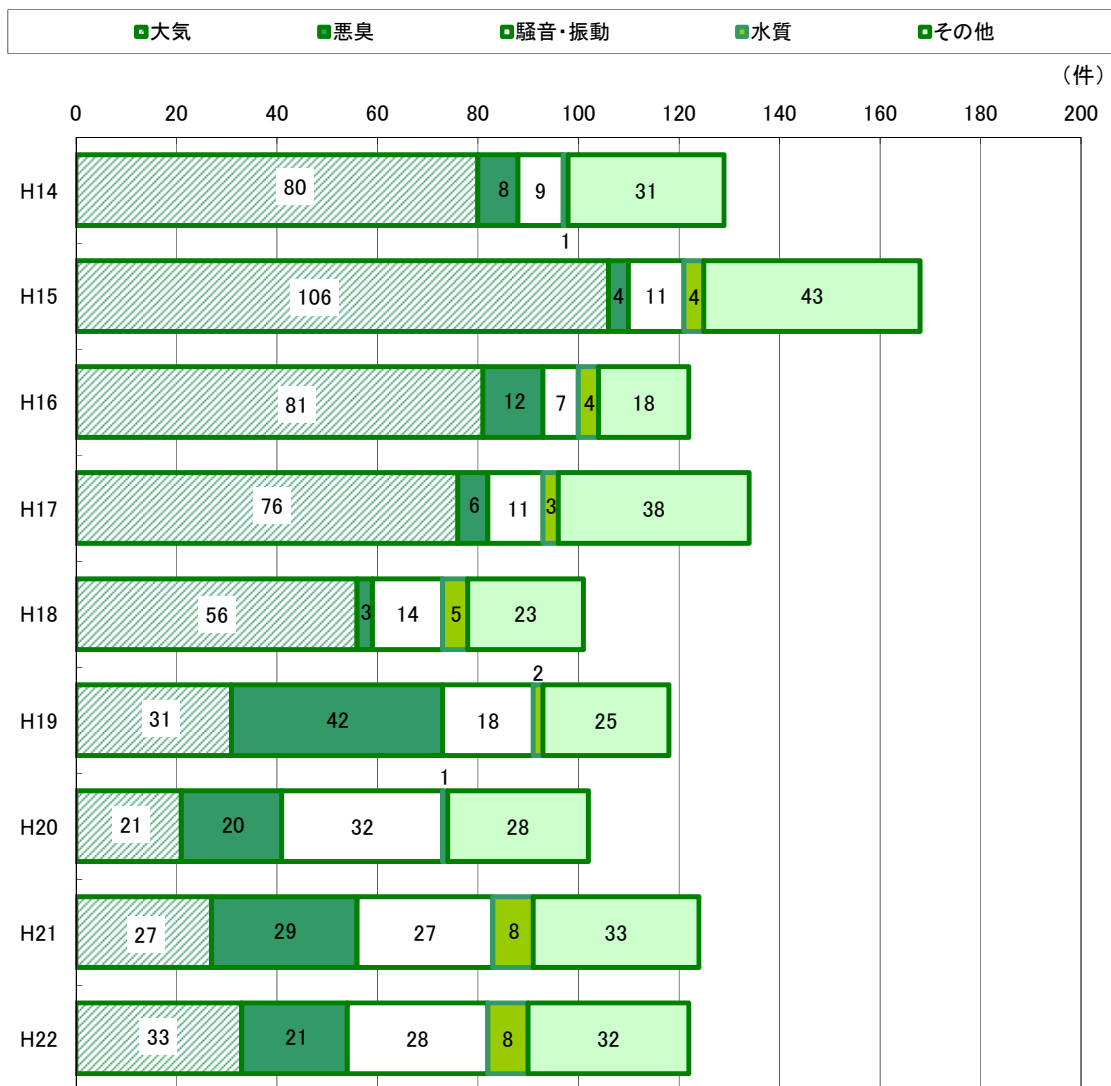
▼有害化学物質：人の健康または、動植物の生息・生育に被害を生じる恐れのある物質として、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などで指定されています。（具体的には、ばい煙や粉じんなどに含まれています。）

5 公害苦情

公害に関する苦情は、日常生活に密着した問題が多く、年々複雑かつ多様化しています。

平成 22 年度の公害苦情件数は合計 122 件であり、種類別では大気、悪臭、騒音、振動、水質などで特に野焼きなどによる大気や悪臭に関する苦情が多く寄せられています。

市では公害苦情が寄せられた場合、現地調査を行い、原因者に対し改善を指導するなどの苦情処理を行っています。



資料：環境建設部 環境課

図 2-3-5 公害苦情件数の推移

公害苦情の課題

◇ 野焼き防止や農業、畜産関係による苦情件数の削減が必要です。

6

放射性物質

(1) 放射性物質

① 放射線について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により、東北をはじめ関東地域に放射性物質が放出されています。

② 市の取り組み

市では、長期化する放射線問題に対し、関係部署や市民との連携を強化するため、新たに「放射線対策本部」を平成 23 年 10 月 25 日に設置するとともに、環境課内に「放射線対策室」を平成 23 年 11 月 1 日に設置しています。

放射線対策室では、放射線対策本部で検討された放射線対策の実施や放射線量測定の実施とまとめを行い、市民に除染などの必要な助言や放射線量測定器の貸し出しを行うなど、より迅速に対応しています。

さらに、国（環境省）から「▼汚染状況重点調査地域」の指定を受けて、平成 23 年度では、除染計画を定めるための調査を実施しています。

■ 調査測定の基本的な考え方 ■

- ・市全体の詳細な調査測定を行ったうえで除染実施計画を策定していきます。
- ・市内を 500m メッシュに区切り、それぞれのメッシュあたり最低 2 箇所以上確保することとし、既存調査の結果を活用しつつ必要なときは追加します。

今後は、調査測定の結果に基づき、除染実施計画を定め平成 24 年度以降、計画的な除染を進めていきます。

③ 放射性物質と環境基本法

放射性物質は、環境基本法第 13 条において「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他関係法律で定めるところによる。」と規定されており、放射線関係は環境基本法の外側にあるのが現状です。

環境省では、平成 23 年度中に「環境基本法及び第 4 次環境基本計画」の見直し・改正を目指していることから、今後、国や県の動向などを踏まえ、本計画に反映していく予定ではありますが、現時点では計画に反映できないことが課題です。

▼汚染状況重点調査地域とは、その地域の平均的な放射線量が 1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村で、千葉県内は白井市のほか 8 市（松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市）が指定されています。（平成 23 年 12 月 28 日（水）指定）

第4節 生活環境の現状と課題

1 景観・歴史文化財

(1) 景観

本市は、平成13年に「白井市▼都市マスタープラン」を制定し、景観づくりを推進しています。市内には桜並木や梨園及び河川沿いの斜面林など豊かな緑があり、美しい自然景観を形成しています。

市では「しろい散策マップ」(全20コース)など四季を通じて良好な景観がみられる場所を市民に紹介しています。

今後も良好な都市景観や田園景観の形成の推進に向けて、市、市民、事業者及び市民団体の相互協力が必要です。

■ しろい散策マップ



■ 神々廻市民の森



■ 梨園



■ 今井の桜



図2-4-1 景観の状況

▼都市マスタープラン：概ね20年後の将来展望にたち、都市としてあるべき姿、地域の目指す姿を都市像・地域像として描き、これらを実現するために、まちづくりの中で、何をどのように進めていくかという方針を決めるプランです。

(2) 歴史文化財

市内には、先人から受け継いだ貴重な伝統文化や歴史的遺産が数多く存在します。市では、自然や魅力的な場所に触れながら、市内の魅力を発見する「ふるさと白井魅力発見ウォーク」を毎年開催しています。

また、市内30ヶ所ある湧水池（みたらしの池、沢山の泉、先上の湧水など）、巨樹・巨木、名木などは、地域の歴史文化財の周辺に多く存在し、地域における貴重な財産として保全していくことが必要です。

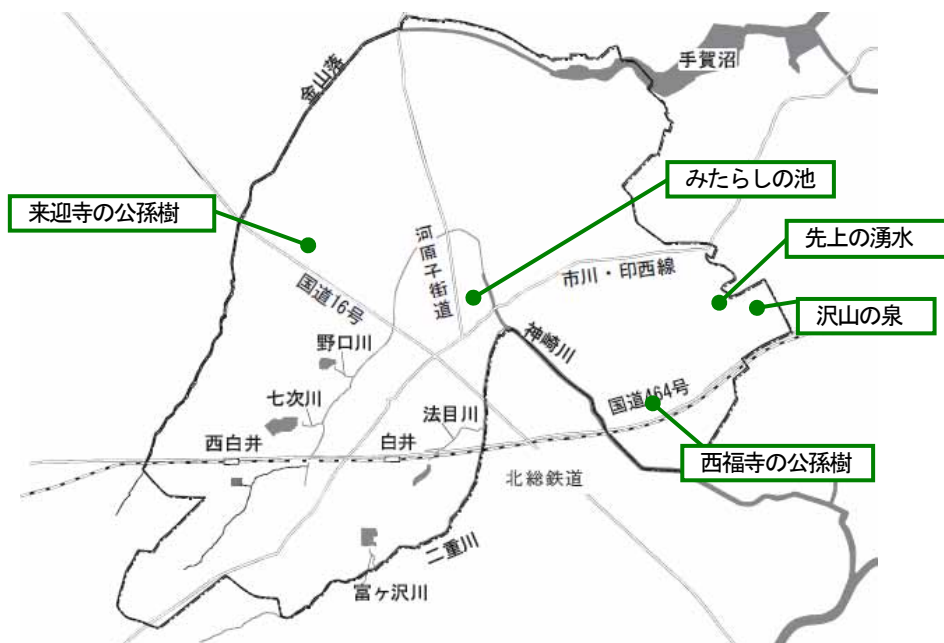


図 2-4-2 歴史文化財の状況

景観・歴史文化財の課題

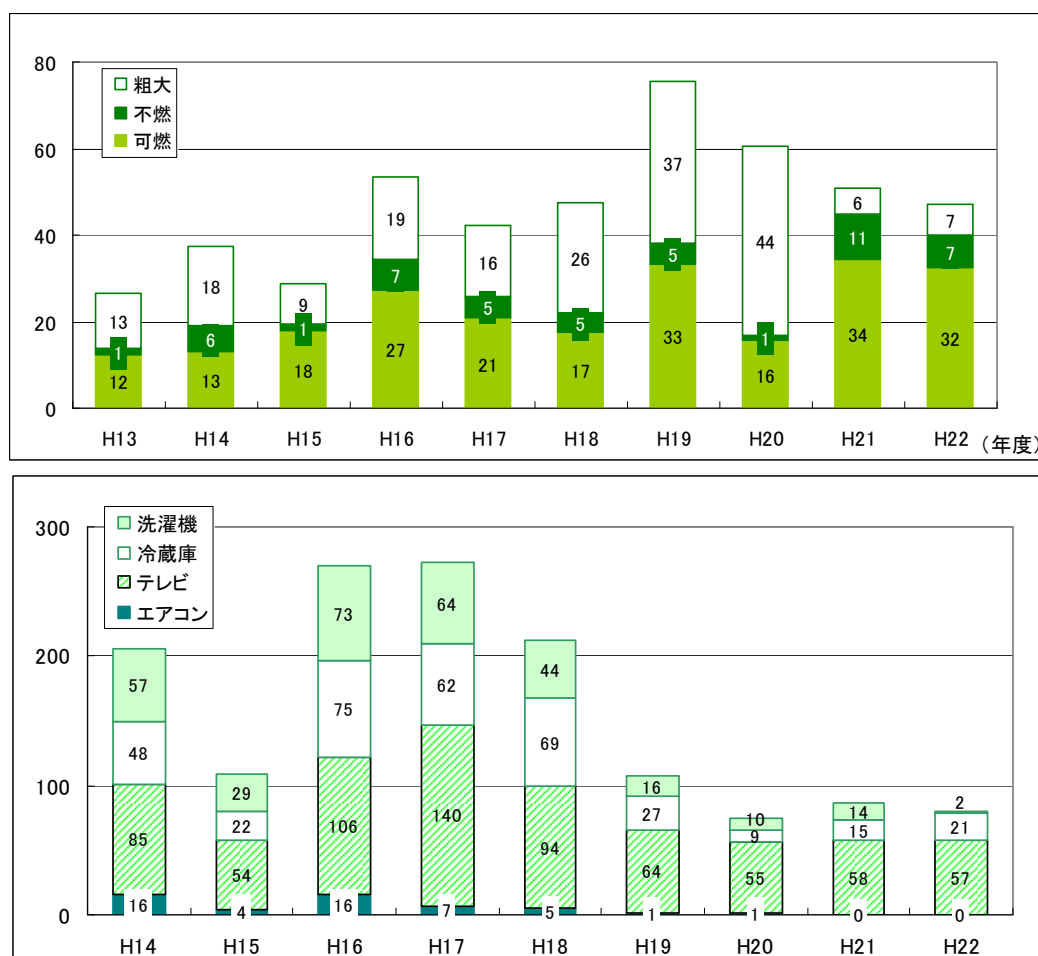
- ◇ 地域特性を活かした景観形成の推進が必要です。
- ◇ 歴史的・伝統文化や生活文化とこれらを取りまく自然環境の保全が必要です。

2 不法投棄

不法投棄は、市内の道路沿いや空き地及び山林など後を絶たない状況で、投棄されたごみは、粗大ごみや家電品及び建設廃材など様々です。

平成 19 年度に粗大ごみの有料化が実施されてから平成 20 年度まで粗大ごみの不法投棄が増加しています。平成 17 年度以降、家電品の不法投棄が減少していますが、家電リサイクル法に基づくリサイクルルートの定着や買い替え時の引き取り、下取りサービスで回収されるようになったことが減少要因のひとつと考えられます。

市では、監視カメラの設置や監視パトロールを実施して、投棄物の早期発見・早期撤去に努めるとともに、市民や土地所有者、事業者と協働して不法投棄がしにくい環境づくりを目指すとともに、警察や関係機関と連携を図り、投棄者の特定に努めています。



注) 家電4品目の回収は、H13 年度より集計

資料：環境建設部 環境課

図 2-4-3 不法投棄の状況

不法投棄の課題

- ◇ ごみが捨てられない環境づくりを進め環境美化や不法投棄の未然防止の推進が必要です。
- ◇ 不法投棄の監視活動を強化するとともに、早期発見・早期撤去が必要です。

第5節 廃棄物・資源の現状と課題

1 廃棄物

(1) ごみ処理・処分

本市では、印西市と栄町と共同して印西地区環境整備事業組合において、塵芥（ごみ）処理を実施しています。同組合では、昭和61年4月から「印西クリーンセンター」で、ごみの中間処理（焼却、破碎）、平成11年4月から「印西地区一般廃棄物最終処分場」で、焼却灰や粉碎残渣などを埋立処分しています。

<収 集>

- 家庭系ごみ：本市の家庭から排出されるごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、乾電池、廃食用油及び資源物の6種に区分しています。
- 事業系ごみ：事業活動に伴って排出するごみは、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」があります。産業廃棄物は、専門の処理業者で処分し、一般廃棄物は、有料で印西クリーンセンターで受け入れています。

<処 理>

- 家庭から排出された「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」は、焼却や破碎処理し、資源物を回収後、最終処分場で埋立処分しています。
- 家庭から排出された「乾電池」は、印西クリーンセンターで一時保管後、専門の処理業者に引き渡し処理しています。
- 廃食用油は、印刷インクに原材料として再利用しています。
- 資源物は、選別などの中間処理後、資源業者などに引き渡し、再資源化しています。

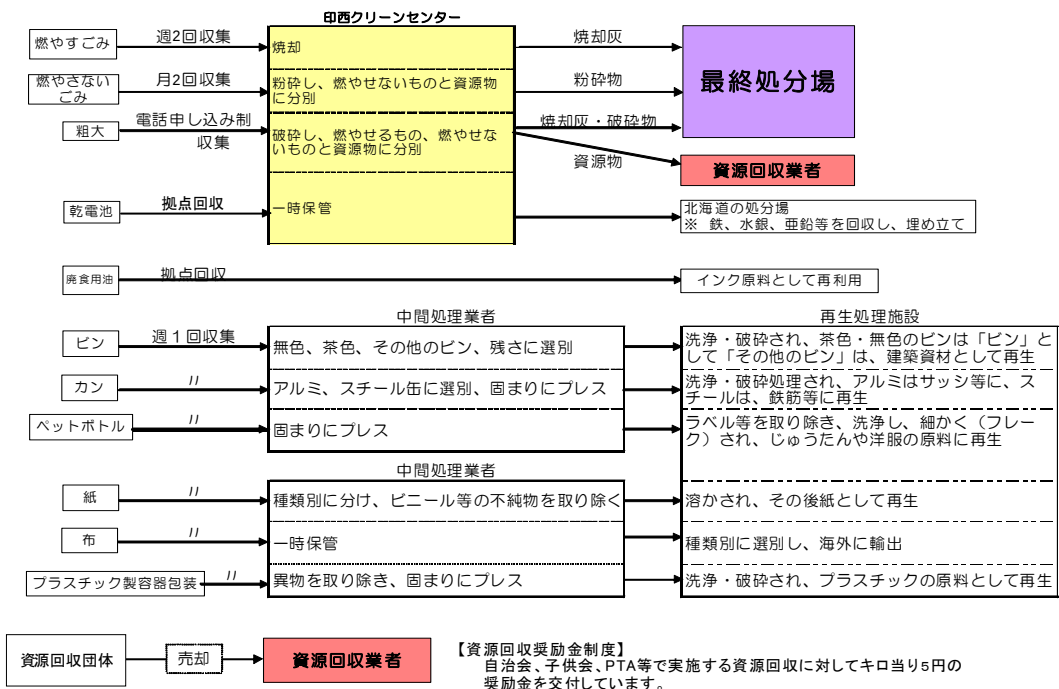


図 2-5-1 ごみ処理の流れ

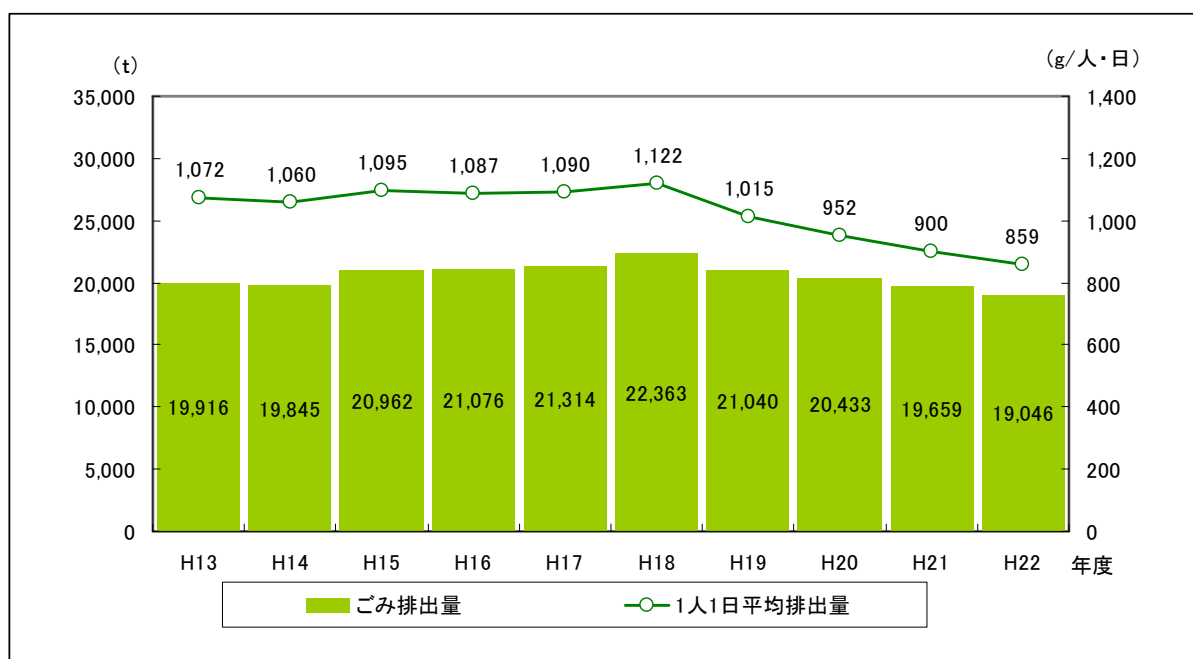
(2) ごみ排出量

本市のごみ排出量は、平成 12 年度から平成 14 年度までは減少、平成 15 年度から増加しましたが平成 18 年度をピークに平成 21 年度まで減少しています。

1 人 1 日平均排出量もごみ排出量とほぼ同様の推移を示し、平成 21 年度に 900 g/人・日となっています。

ただし、ここ数年のごみ排出量などの減少は、発生抑制の取り組み効果が全てではなく、景気減速や消費低迷が大きく関係しているものと考えられます。

そのため景気が好転し、消費が活性化してくるとごみ排出量がリバウンドする可能性があります。今後も取り組みの手を緩めず、発生抑制を推進していくことが重要です。



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（本市分）

図 2-5-2 ごみ排出量の状況

廃棄物の課題

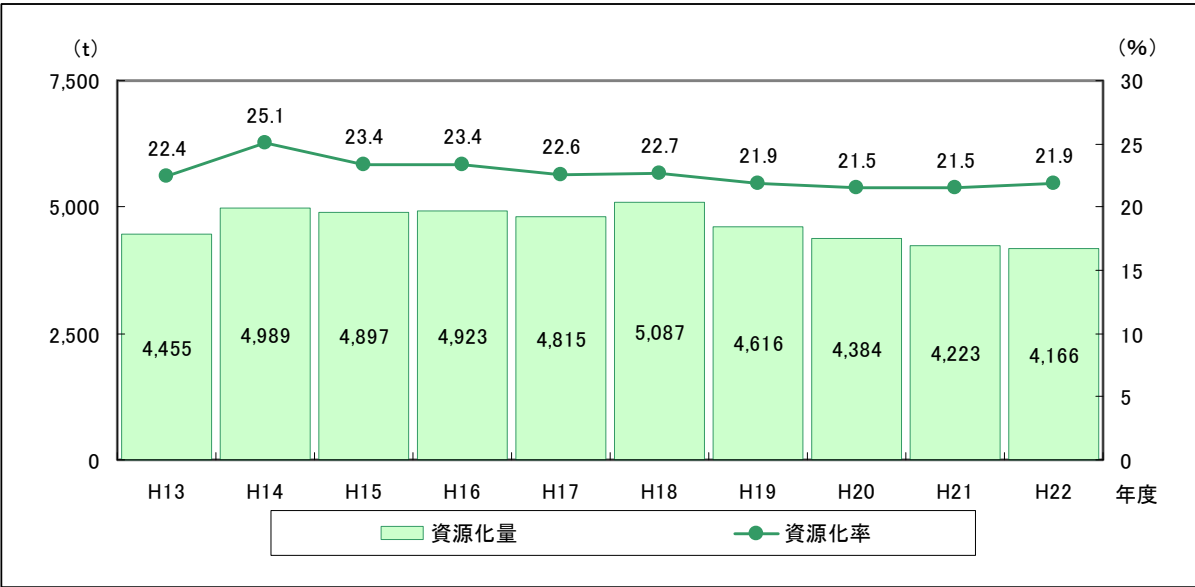
- ◇ 生ごみの減量化・堆肥化の推進が必要です。
- ◇ ごみ排出量の削減の推進が必要です。

2 資源物

資源化量は、平成 12 年度から平成 14 年度まで増加し、平成 15 年度からほぼ横ばいで推移し平成 18 年度をピークに平成 21 年度まで減少しています。

ごみ排出量に対する資源化量の割合（以降、「資源化率」とします。）は平成 14 年度まで増加し、それ以降減少傾向にあります。

ごみの中には多くの資源物が含まれており、分別の徹底や新たな資源物の分別など、資源化を推進する取り組みを強化し、資源化量及び資源化率の向上を図ることが課題となります。



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（本市分）

図 2-5-3 資源化量の状況

資源物の課題

◇ ごみのリサイクル・資源化の推進が必要です。

3

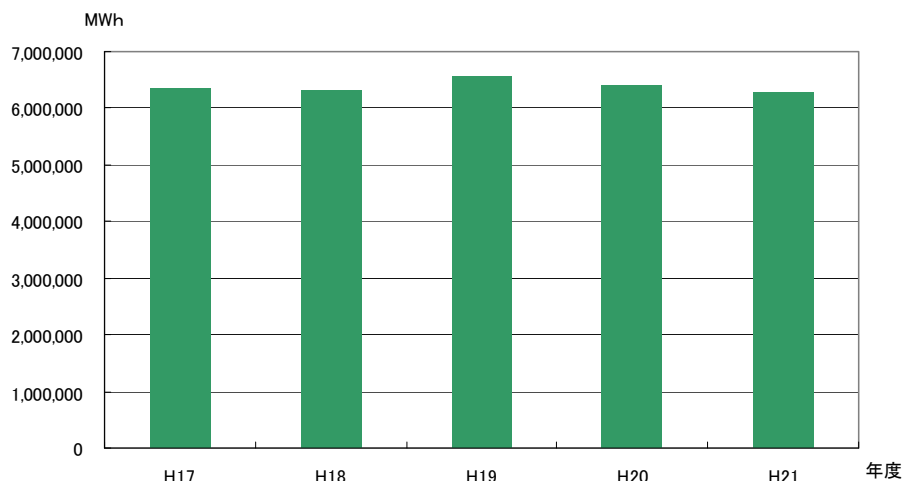
エネルギー

(1) 省エネルギー

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するためには、化石燃料の消費を減らし、省エネルギーの推進に努める必要があります。本市を含む東葛支社サービス区域の電力消費量はほぼ横這いになっています。

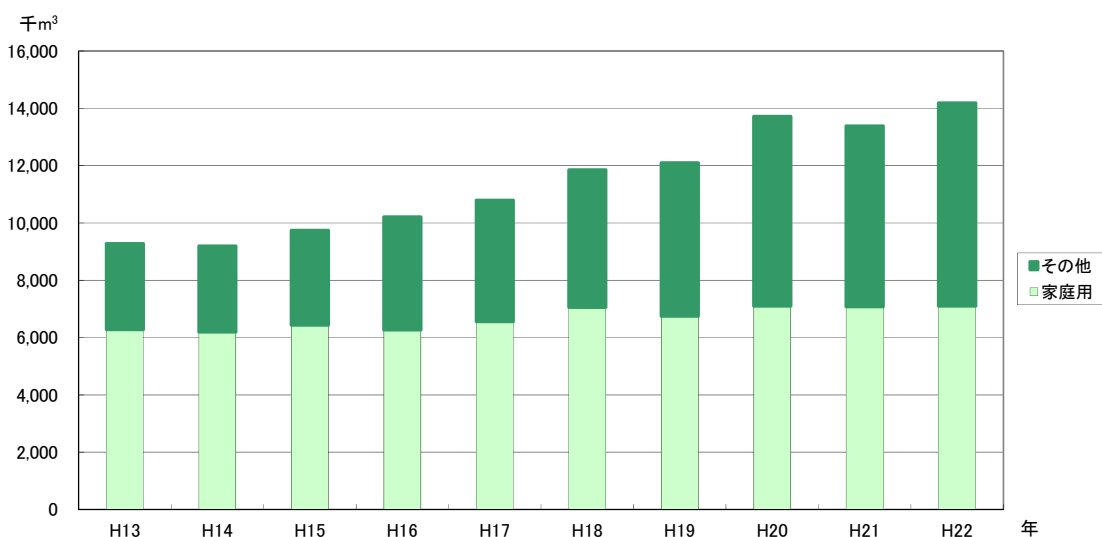
一方、本市の都市ガスについてみると年々増加傾向にあります。

本市におけるエネルギー消費量は、全体として増加傾向にあるため、今後一層の省エネルギーに配慮した新しいライフスタイルを推進する必要があります。



備考) 東葛支社サービス区域とは、東京電力㈱が公表している範囲であり、柏市全部、松戸市全部、流山市全部、野田市全部、白井市の一部、我孫子市の一部、鎌ヶ谷市の一部、市川市の一部(稲越町の一部)を指します。
資料：東京電力㈱東葛支社サービス区域

図 2-5-4 電力消費量 (東葛支社サービス区域)



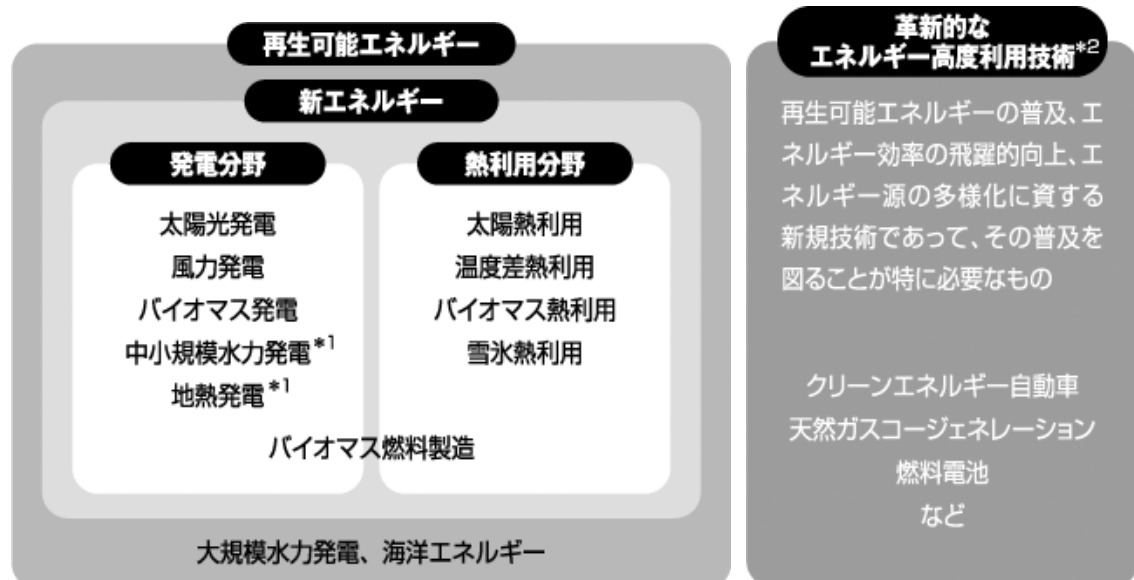
資料：京葉ガス㈱、東京ガス㈱

図 2-5-5 都市ガス消費量

(2) 新エネルギー

新エネルギーは、石油の代替エネルギーとなるもので、具体的には太陽光発電、地熱発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用や燃料電池などが該当し、資源制限が少なく、環境特性に優れた性質が特徴です。

限りある資源を大切に利用するとともに地球温暖化防止と併せて、二酸化炭素を排出しない新エネルギーの活用・普及に取り組む必要があります。



注) *1 中小規模水力発電は1,000kW以下のもの、地熱発電はバイナリー方式のものに限る。

*2 新エネルギーとされていないが、普及が必要なもの。

資料：独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

図2-5-6 新エネルギーの分類

[市内の事例（事業者の取り組み）]

▼バイオマスガス化発電施設（平成20年4月稼働）

本市は梨の有数の産地であることから、梨の木から大量に出る剪定枝などを利用したバイオマスガス化発電施設が稼働しています。

剪定枝をリサイクルすることで、野焼き防止などにも効果が期待されています。

■ バイオマスガス化発電施設



エネルギーの課題

- ◇ 限りある資源や地球温暖化防止に配慮した省エネルギーの推進が必要です。
- ◇ 市内にあるバイオマスガス化施設など環境に配慮した新エネルギーの活用と普及が必要です。

▼バイオマス：動植物から生まれた再生可能な有機資源のことで、代表的なものに家畜排泄物や生ごみ、木くずなどがあります。

第6節 環境保全活動の現状と課題

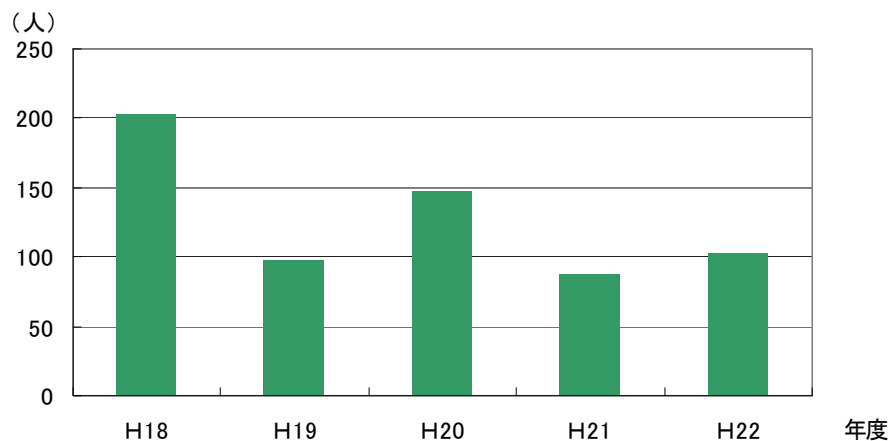
1 環境学習・環境教育

今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。

これらの環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境への理解と認識を深め、市、市民、市民団体、事業者が協働・連携し、取り組みを実践していく必要があります。

このため本市では、環境保全活動の契機としていただくことを目的に、市が主催する▼環境フォーラムの開催、自然観察会、施設見学といった環境学習講座の後援・共催を行っています。

環境フォーラムの参加者数は、毎年200人を目標としています。今後も、より一層の市民に対する周知、意識の啓発に取り組んでいく必要があります。



資料：環境建設部 環境課

図 2-6-1 環境フォーラム参加者数

環境学習・環境教育の課題

- ◇ 環境保全に対する関心と理解の向上が必要です。
- ◇ 環境学習・環境教育への参加の推進が必要です。

▼環境フォーラム：市民、市民団体、事業者及び市が一体となり、各主体の意識の高揚を図り、連携・協力して環境保全活動を実施していくための環境に関する集会（基調講演や事例発表など）。

2

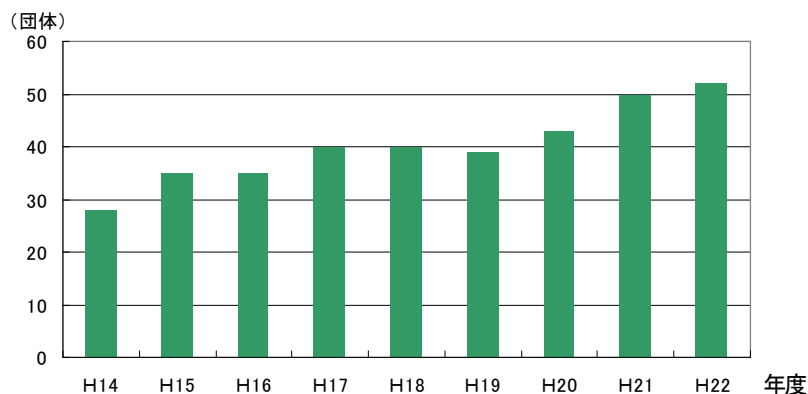
環境保全活動

本市では、市民、市民団体や事業者が環境保全活動に参加・行動しやすくするために各種イベントを開催しています。

花づくりを通じて、地域・職場・道路などを美しくする「▼花いっぱい運動」では、参加団体に花の苗などを配当し、環境美化及びその意識の高揚を目指しています。参加団体数は年々増加傾向にあり、平成22年度は52団体でした。また、春と秋の年2回、市民参加による清掃活動を行う「ごみゼロ運動」も実施しており、毎回5,000人近い市民が参加しています。

市内には多数の市民団体があり、自然観察会、炭焼き体験会、北総の四季をテーマとした写真コンテストなど様々な活動を行っています。

市では、市民活動団体の拠点施設として▼市民活動推進センターを平成15年12月にオープンし、市民活動団体の「情報」「活動」「交流」の場として運営しています。また、同センターでは、「フロンティア」という市民活動に特化した情報紙を年4回作成・市内全戸に配布しています。



資料：環境建設部 環境課

図2-6-2 市内の環境保全関係活動団体数

環境保全活動の課題

- ◇ 市民、市民団体・事業者で構成する（仮称）市民環境会議の組織化が必要です。
- ◇ 市民、市民団体・事業者が実施する自主的な環境保全活動の更なる推進が必要です。
- ◇ 団体間のネットワーク化の推進が必要です。

▼花いっぱい運動：きれいなまちづくりの一環として、市民団体の協力を得て行う、公共用地などへの花植え活動。

▼市民活動推進センター：市民活動の推進を図るため、団体活動を側面から支援する施設（2003年12月1日に設置）。

第7節 地球環境の現状と課題

1 地球環境

(1) 地球温暖化

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表から熱が放射されます。

大気に含まれる二酸化炭素（CO₂）やメタンなどの温室効果ガスは、地表から放射される熱を吸収する働きを持っています。これにより、地球の平均気温は14℃前後に保たれ、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。

しかし、温室効果ガスの量が増えると、大気中の熱の吸収量が多くなり、地球の気温が上昇します。

この現象を「地球温暖化」といいます。このまま地球温暖化が進むと、異常気象の頻発、野生生物や生態系への影響、農林漁業への被害などが懸念されます。

市では、地球温暖化防止対策の一環として、市役所などの公共施設からの温室効果ガスの排出削減に取り組むため、2005年度（平成17年度）「白井市地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、2007年度（平成19年度）に改訂しました。

この計画では、新たに教育施設を加え、市が所有する全ての施設を対象に、平成20年度（2008年）の温室効果ガス排出量を基準として平成22年度（2010年）から平成26年度（2014年）の5年間で5%削減することを目標としています。

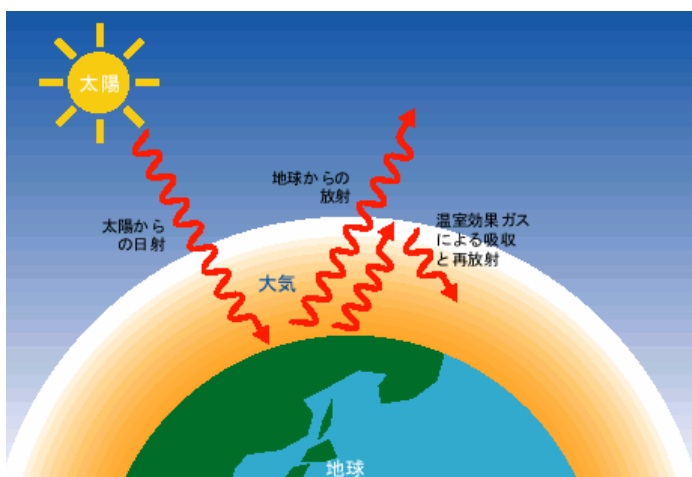


図 2-7-1 地球温暖化の概念

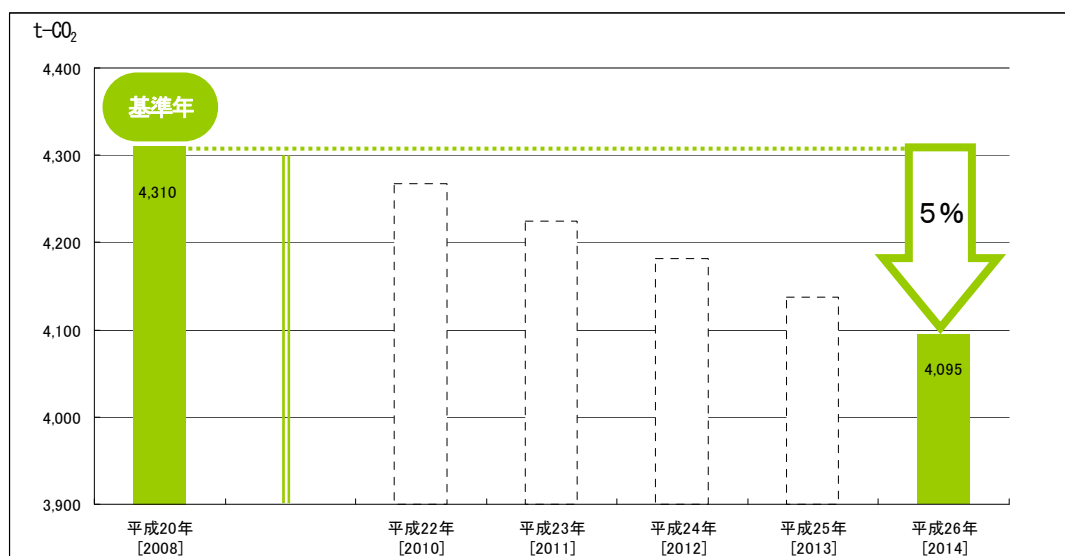


図 2-7-2 市の温室効果ガス排出削減目標

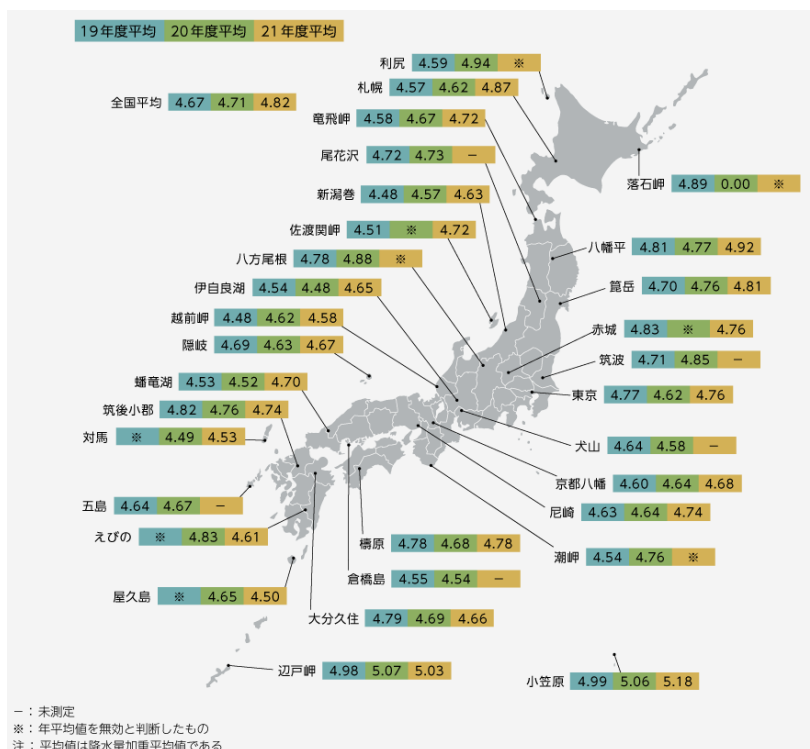
(2) 酸性雨

酸性雨とは、pH（水素イオン濃度）が5.6以下の雨のことで、石油や石炭をもやすときにできる二酸化硫黄や二酸化窒素が大気中で酸化し、雨にとけて地上にふってくる現象を言います。

酸性雨の環境問題は、湖沼や河川の酸性化による魚類などへの影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響などが懸念されています。

酸性雨は、原因物質の発生源から数千 km も離れた地域にも影響を及ぼす性質があり、国境を越えた広域的な現象であるため、我が国では、昭和 58 年度から酸性雨のモニタリングやその影響に関する調査研究を実施しています。全国平均値で pH 4 台の酸性雨が観測されていますが、現時点で酸性雨による被害は明らかになっていません。一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けば、将来、酸性雨による影響が顕在化するおそれがあります。

今後も引き続き、酸性雨の原因物質の排出抑制対策に取り組んでいくとともに、国や県などとの協力体制を強化し、酸性雨の調査やその影響について情報収集に努める必要があります。



資料：「平成 23 年版 環境白書」（環境省）

図 2-7-3 日本の酸性雨（pH）の推移

地球環境の課題

- ◇ 地球環境問題の情報を収集・整理し、意識の普及啓発の推進が必要です。
- ◇ 日常生活から始められる地球環境保全対策の推進が必要です。
- ◇ 温室効果ガスの排出量の把握や削減が必要です。
- ◇ 酸性雨などの調査やその影響の情報収集が必要です。

第8節 住民意識調査に基づく現状と課題

1 住民意識調査

白井市第2次環境基本計画の策定にあたり住民意識調査を実施し、市民の視点による評価をいただきました。

調査は、市民の環境に対する満足度や重要度などを把握することを目的として、平成22年12月1日から12月13日までの期間に、無作為抽出した白井市在住の満18歳以上の男女2,000人を対象に行いました。調査票の回収数は1,024件（回収率51.2%）でした。

(1) 白井市の環境に対する満足度について

環境に対する満足度については、前回（平成12年）のアンケート結果と比較して、全ての項目で満足という結果に向上していました。

(2) 今後の方向性について（全20項目）

市民が感じている環境に対して、重要度が高いと判断したにもかかわらず満足度の低い項目は、「⑭通勤や通学時などの電車・バスなど交通の便利さ」や「⑫交通事故や災害などに安心なまちづくり」という結果になりました。（CSグラフ参照）

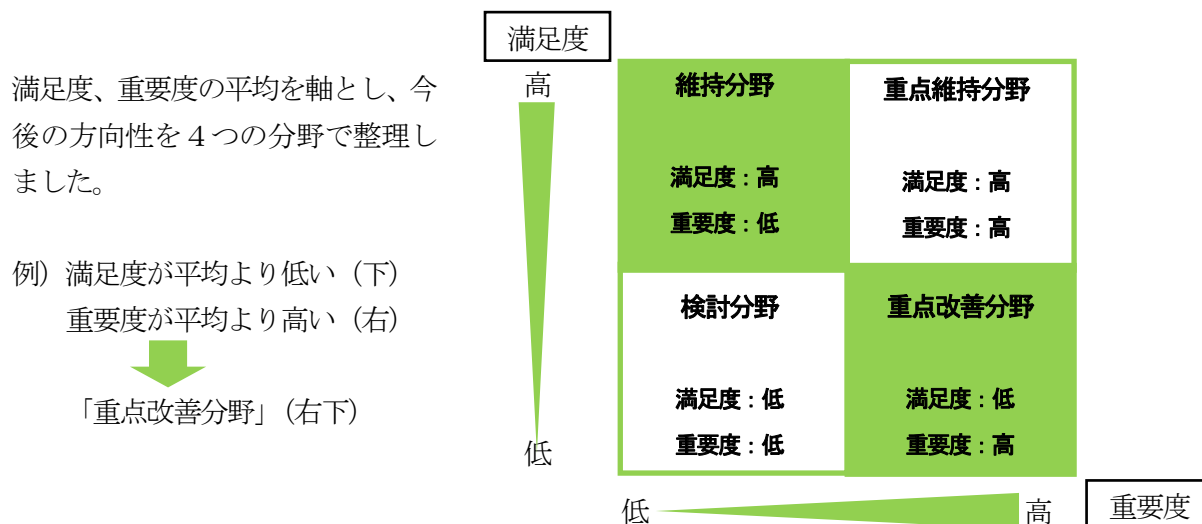
(3) 環境基本計画と環境白書の認知度について

環境基本計画や環境白書を「知らなかった人」は、それぞれ71.7%、73.1%で認知度は低い結果でした。

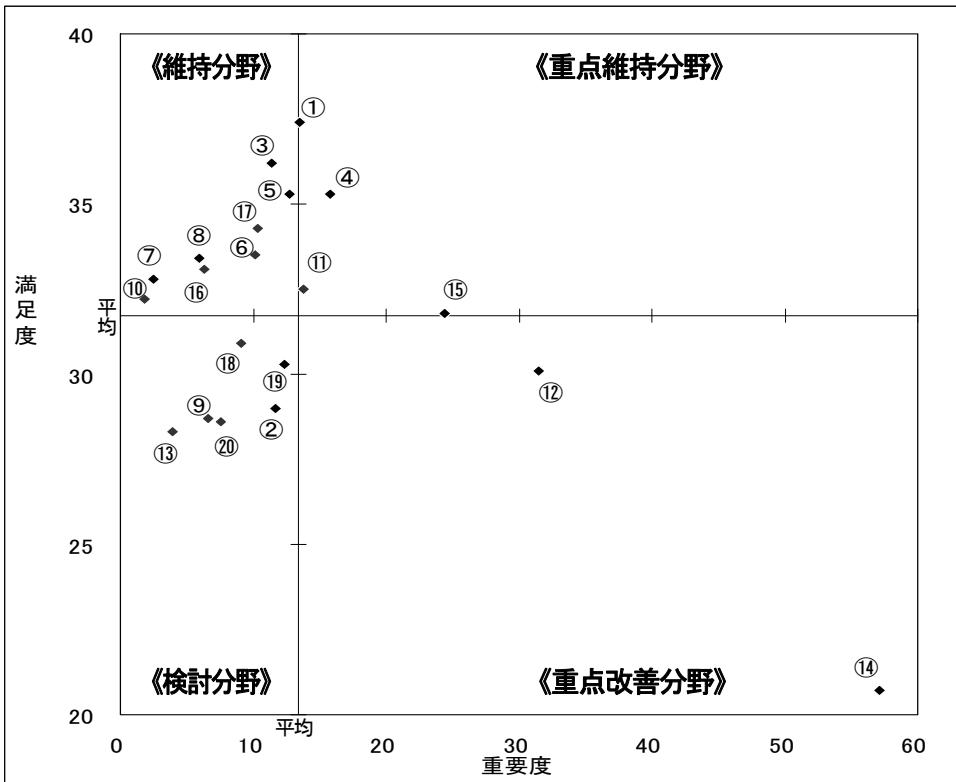
また、環境基本計画を「知っている人」と「知らない人」で環境に対する取り組み状況を分析した結果、いずれの項目においても「知っている人」の方が実行している人が多く、特に環境保全活動への取り組み状況は差異がありました。

■CSグラフの見方

CSグラフとは縦軸に満足度、横軸に重要度を取り、環境に対する点数を座標で示したものです。



CSグラフ



満足度

《維持分野》

- ③住まいのまわりの静けさ
- ⑤ごみの分別収集などのリサイクルへのとりくみ
- ⑥雑木林等の緑地との親しみ
- ⑦農地等の緑地との親しみ
- ⑧生き物（野鳥、昆虫、植物等）との親しみやすさ
- ⑩農業・園芸を通じた土との触れ合い方
- ⑬自動車による移動のスムーズさ
- ⑭公園・遊歩道の身近さ

《重点維持分野》

- ①空気のさわやかさ
- ④住まいのまわりの清潔さ
- ⑪街並みのうつくしさ
- ⑮日常生活の便利さ（食事や買い物のしやすさなど）

《検討分野》

- ②川や水路の水のきれいさ
- ⑨河川・用水・湧水などの水辺との親しみやすさ
- ⑬歴史的・文化的雰囲気
- ⑮公共施設の整備の良さ
- ⑯公共施設の利用のしやすさ
- ⑳市の行政・現在の状況に関する情報の入手のしやすさ

《重点改善分野》

- ⑫交通事故や災害などに安心なまちづくり
- ⑭通勤や通学時等の電車・バス等交通の便利さ

重要度

住民意識調査に基づく課題

- ◇ 通勤や通学時などの電車・バスなど交通の便利さによる交通機関の利用促進が求められています。
- ◇ 交通事故や災害などに配慮した安心なまちづくりの推進が求められています。
- ◇ 環境基本計画の普及による環境保全活動の推進が必要です。

第3章 望ましい環境像

第1節 基本理念

本計画は、白井市環境基本条例に基づき、健全で恵み豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくために、市民・市民団体・事業者・市がそれぞれの役割を果たし連携・協力しながら、環境保全活動を推進していくための指針となるものです。

基本理念は、環境の保全に関する基本的な考え方であり、市民、市民団体、事業者、市が環境の保全を推進するための行動や判断の際に共通認識とすべき事項となるもので、次の4つを基本理念として掲げます。

■ 基本理念 ■

1. 健全で良好な環境を維持・継承します

私たちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境を享受できるように、また、将来の世代に引き継ぐことができるよう、環境を守る努力や協力をします。

2. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築します

私たちは、環境を守る活動を自主的・積極的に行い、環境への負荷の少ない持続的な発展を続けることができる社会を築きます。

3. 人と自然が共生し、多様な自然環境を保全します

私たちは、自然を大切にし、多様な自然や生き物とともに生きる環境を創ります。

4. 地球環境の保全をすすめます

地球環境問題は、私たち人類の課題です。私たちは、私たちの日常生活や事業活動が、地球環境に深く関わっていることを認識し、地球を守るという広い視野に立ち、地球環境の保全をすすめるため、できることから行動します。

第2節 望ましい環境像

市の環境基本条例に示された基本理念を踏まえ、市が目指す望ましい環境像として次の5つを継続して掲げます。

本計画では望ましい環境像を実現するために、市の特色を活かしながら各種施策の展開を「第4章 施策の展開と実践行動」に示します。

■ 望ましい環境像 ■

1. 豊かな自然を生かし、大切にするまち

緑豊かな丘陵部の雑木林や下手賀沼を始めとする河川や湧水、谷津周辺の水田などの自然環境は、市民の生活はもとより、生き物の生息空間としても貴重な財産であり、これらを将来へ残していくことは私たちの責務です。また、多様な自然環境を適切に保全するとともに人と自然との触れ合いを進め、自然との共生を基調としたまちづくりをめざします。

2. 市民の健康と快適な生活環境を守るまち

人の健康や生活環境に被害を及ぼす公害が、従来の工場・事業所を発生源とするものから、自動車交通や生活排水など都市・生活型へと移行する中で、絶えず時代に即した公害対策に努めるとともに、有害物質などから市民生活を守るための取り組みを進めます。また、私たちが身近な緑や水辺に憩い、美しく文化的なまちに暮らせるよう、白井市の風土を生かした、快適な環境をめざします。

3. 限られた資源・エネルギーを大切にするまち

ごみ問題や資源・エネルギー問題の解決に向けて、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムやライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざします。

4. 環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを実践するまち

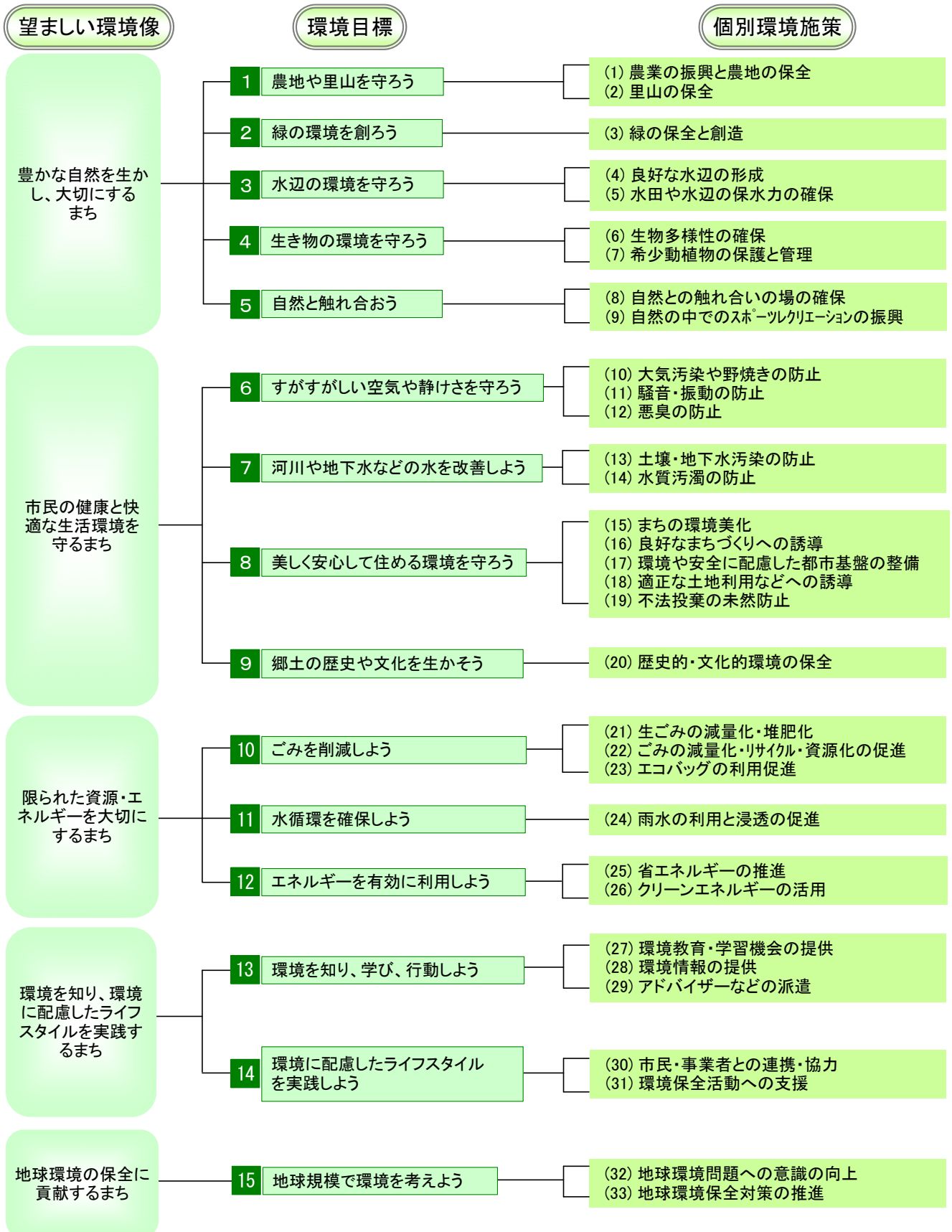
市民・市民団体・事業者・市の4者が一体となって環境保全活動に取り組んでいくため、環境についての教育・学習の機会や情報の提供を図るとともに、市民・市民団体・事業者への支援や相互の連携・協力などの環境づくりをめざします。

5. 地球環境の保全に貢献するまち

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、人類共通の課題です。私たち一人ひとりの行動が地球環境の保全に結びついていることを認識し、日々の生活や身近な環境から問題の解決に向けた取り組みを進めます。

第4章 施策の展開と実践行動

望ましい環境像及び体系図



第1節 豊かな自然を生かし、大切にするまち

1 農地や里山を守ろう

農地や樹林地、谷津田、水路などからなる里山は、多くの生き物が暮らし、まとまりのある緑豊かな田園風景を形づくるなど、地域の貴重な自然環境となっています。

近年、都市化の進展や商工業が活性化する反面、農地が資材置き場などに転用することや休耕地になって荒廃化するなど、徐々にその環境が失われてきています。

良好な生産環境を確保し、環境に配慮した農業を進めることにより、農地や里山を保全するまちをめざします。

【 個別環境施策 】

（１）農業の振興と農地の保全

- 良好な生産環境の確保に努めます。
- 環境に配慮した環境保全型農業を推進します。
- 安全で新鮮な農産物を地元で消費する地産地消の取り組みを進めます。
- ▼遊休農地を観光農園や市民農園などとして有効利用を進め、また触れ合いの場、緑の教育の場として生かします。

（２）里山の保全

- 身近にある里山の保全を進めます。
- 人と自然の触れ合いの場、緑の教育の場として、里山を生かします。
- （仮称）谷田・清戸市民の森整備事業に協働し、沢山の泉周辺の県所有地を活用した里山の保全を進めます。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
農用地面積 (h a)	903	903	903	農政課
樹林地面積 (h a)	524	524	524	

▼遊休農地：耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

【 実践行動 】**(1) 農業の振興と農地の保全****市の取り組み**

1. 農用地の集積・農作業の組織化・共同化など農業経営の改善を支援します。【農政課】
2. 農業委員会などと連携し、農業後継者対策を進めます。【農政課】
3. 環境への影響に配慮した農業を啓発します。【農政課】
4. 農薬や化学肥料の減量化を進めるとともに、▼有機栽培などを促します。【農政課】
5. 市内で生産される農作物の情報を提供するとともに各種イベントや給食などを通じて、市内消費を促します。【農政課・学校教育課】
6. 遊休農地は、雑草除去などの適正管理を指導するとともに、利用増進などにより農地の再生に向けた取り組みを推進します。【農政課】
7. 農業や自然に触れ合うよう市民農園の利用を促します。【農政課】

市民の取り組み

8. 観光農園、市民農園の利用に努めます。また、農地や里山の果たす環境保全のはたらきを理解するよう努めます。
9. 市内で生産される農産物を積極的に購入するよう努めます。

事業者の取り組み

10. 農薬や化学肥料の減量化を進めるとともに、有機栽培などに努めます。
11. 農業後継者を育成するよう努めます。
12. 農機具や農業資材は、環境に配慮したものを使用するよう努めます。
13. 農業に伴うごみの発生を極力抑えます。
14. 遊休農地は、雑草などを除去し適正に管理するよう努めます。
15. 遊休農地は、観光農園や市民農園などとして利用に努めます。
16. 市内で生産される農産物を積極的に取り扱うよう努めます。(新規)

市民団体の取り組み

17. 郷土料理などを調理するイベントを通じて、地域交流を深めるとともに、市内で生産される農作物を積極的に使用します。(新規)

(2) 里山の保全**市の取り組み**

1. 里山の保全への関心を高めるため、自然観察会などを開催する市民団体を支援します。【環境課】
2. 里山の所有者や市民団体などと連携・協力し里山の維持管理に努めます。【環境課・農政課】

市民の取り組み

3. 里山の保全活動に積極的に参加、協力します。
4. 里山に親しみ、樹木や草花、動物など大切に見守ります。

事業者の取り組み

5. 里山の所有者(管理者)は、里山を適切に維持管理します。

市民団体の取り組み

6. 自然観察会などを通じて市民の里山の保全への関心を高めます。

▼有機栽培：化学肥料・化学合成農薬に依存しない栽培方法で有機物を中心とする土づくりを基本に自然の生態系を重視した栽培方法をいいます。

2 緑の環境を創ろう

緑豊かな環境は、私たちに自然の恵みや、やすらぎの場を提供するだけでなく、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収や水資源のかん養機能の向上、自然災害の防止、生態系や自然景観の保全など、多様な面で重要な役割を担っています。

そのため、公園・緑地の整備や沿道の緑化などを進め、緑豊かな市街地のあるまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(3) 緑の保全と創造

- 「▼白井市緑の基本計画」に基づき、緑をつくり育てるための施策や事業を計画的に進めます。
- 市民の緑化に対する意識の向上を図るため、緑化に関する情報を提供します。
- 市民の森の適切な維持管理を行うとともに、新たな緑の整備を進めます。
- 市民団体による緑化活動を支援します。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
都市公園面積 (m ²)	394,361	472,500	472,800	都市計画課
市域全体の緑被面積 (h a)	1,877	1,877	1,877	
緑被率 (%)	53	53	53	
公園数 (箇所)	68	71	74	
緑地数 (箇所)	29	30	35	
市民の森 (箇所)	3	3	3	
▼緑地保全協定締結数 (件)	5	5	5	

※都市公園面積及び公園数については、白井総合公園及び宅地開発に伴い移管される公園の増加を見込んで設定しました。

▼白井市緑の基本計画：緑あふれる白井市の実現をめざして豊富で美しい緑を将来的にも残し、また増やしていくための総合的な緑づくりの計画。

▼緑地保全協定：市独自の制度で特別保全緑地協定と一般保全緑地協定があります。特別保全緑地は、公共施設などと一体的な緑地で市が管理しています。一般保全緑地は、生活環境を保全する緑地で地権者が管理しています。

【 実践行動 】

(3) 緑の保全と創造**市の取り組み**

1. 緑地保全重点地区内の緑地について、適切な維持管理に努めます。【都市計画課】
2. 緑化や環境美化に関する活動を開催し、緑化意識の啓発に努めます。【環境課・農政課】
3. 市民の森の適切な維持・管理を行います。また、新たに緑の豊かな公園の整備を進めます。【都市計画課】
4. 自治会や市民活動などと連携し、花いっぱい運動を進めます。【環境課】
5. 市民や市民団体などと連携・協力し、緑の景観の保全に努めます。【都市計画課】

市民の取り組み

6. 公園や緑地などの緑を大切にします。
7. 庭やベランダなどで花や樹木を育て、緑化に努めます。
8. 緑化運動や緑の保全活動に積極的に参加するよう努めます。

事業者の取り組み

9. 工場や事務所、商店などの敷地内で花や樹木を育て緑化に努めます。
10. 緑化運動や緑の保全活動に積極的に参加するよう努めます。
11. ▼緑地保全重点地区内の緑地の所有者（管理者）は、緑地の適切な維持管理に努めます。

市民団体の取り組み

12. 緑化運動や緑の保全活動を積極的に行い、まちの緑化に協力します。
13. 市民や市などと連携・協力し新たな緑の環境を創るとともに、適切な維持管理に努めます。（新規）

▼緑化保全重点地区：将来的にも市の豊かな緑を残していくため「白井市緑の基本計画」に基づき設定した地区。二重川上流、白井運動公園周辺、白井工業団地周辺、沢山の泉とその周辺を設定しています。

3 水辺の環境を守ろう

市内には、下手賀沼や神崎川などの河川が緑豊かな水辺空間をつくり、やすらぎやうるおいの場を提供するとともに、野生動植物の生息・生育空間として重要な役割を担っています。

そのため、下手賀沼や神崎川、二重川、金山落及び湧水など河川の水質を良好にし、多様な野生動植物が生息・生育し、また人にとっても親しめる水辺の環境を守るまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(4) 良好な水辺の形成

- 県や隣接市などと連携・協力し、環境に配慮した河川の整備や維持管理を行います。
- 県や隣接市、市民団体などと連携・協力し、水辺の清掃を実施します。
- 人と水との触れ合いの場、水の教育の場として、水辺を活かします。
- 自然の中にある湧水の現状把握と保全に努めます。
- 水辺に親しむことができる▼ビオトープの整備について、支援します。

(5) 水田や水辺の保水力の確保

- 保水力を維持するため、農地や樹林地の保全に努めます。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
湧水保全箇所数（箇所）	1	3	3	環境課 文化課

▼ビオトープ：「生物」を意味する bio と「場所」を意味する tope の合成語（ドイツ語）を意味し、野生生物が安定的に生息できる空間をいいます。

【 実践行動 】**(4) 良好な水辺の形成****市の取り組み**

1. 県や隣接市などとの連携・協力により、適切な河川の維持管理を行うための清掃を実施するとともに、▼多自然型工法を導入した河川の整備に努めます。【道路課】
2. 水辺の清掃などを実施する市民団体を支援します。【環境課】
3. 市内にある湧水の保全に努めます。【環境課】
4. 水生動植物の生息・生育するような場としてのビオトープ（人工池）の整備について、支援します。【環境課】

市民の取り組み

5. 水辺の清掃など保全活動に参加、協力するよう努めます。
6. 生活排水で河川や水路を汚さないよう努めます。

事業者の取り組み

7. 水辺の清掃など保全活動に参加、協力するよう努めます。
8. 事業排水、生活排水で河川や水路を汚さないよう努めます。

市民団体の取り組み

9. 自然観察会などを通じて、市民に水辺の保全への関心を高めます。
10. 水辺の清掃など保全活動に参加、協力するよう努めます。

(5) 水田や水辺の保水力の確保**市の取り組み**

1. 農地や樹林地などを保全し、保水力の維持向上に努めます。【農政課・環境課】

▼多自然型工法：河川が本来有している動植物の環境に配慮し、自然景観の保全と創出をめざした工法です。

4 生き物の環境を守ろう

市内には、七次川調整池のオオハクチョウなどの希少な鳥類をはじめ多種多様な野生動植物が多く生息・生育する自然環境が存在しています。

そのため、市内に生息・生育する動植物の好適な環境を保全し、また野生動植物の多様性を確保することにより生き物の環境を守るまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(6) 生物多様性の確保

- 野生動植物の生息・生育場所の保全に努め、その重要性を啓発します。
- 市内に生息・生育する野生動植物の調査を実施します。
- ▼傷病動物の保護に努めます。

(7) 希少動植物の保護と管理

- 市内に生息・生育する希少な野生動植物を調査し、その個体や一群の保護・管理に努めます。
- 老木や巨木など希少な樹林・樹木を指定し保護します。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
樹林・樹木指定数 (本)	2	4	6	環境課 文化課
オオハクチョウの飛来数 (羽)	21	21	21	環境課
オオタカの営巣 (箇所)	3	3	3	

▼傷病動物：ケガや病気などで弱っている動物のこと。

【 実践行動 】**(6) 生物多様性の確保****市の取り組み**

1. 市民や市民団体と協力し、野生動植物の生息・生育状況に関する調査を実施します。 **【環境課】**

市民の取り組み

2. 野生動植物を大切に見守るため、庭にエサとなるような樹木を植えるよう努めます。
3. 野生動植物の生息・生育場所の保全に協力するよう努めます。
4. ▼外来種の動植物を野外に放したり、種をまいたりしないように努めます。

事業者の取り組み

5. 野生動植物を大切に見守るため、事業所にエサとなるような樹木を植えるよう努めます。
6. 野生動植物の生息・生育場所の保全に協力するよう努めます。

市民団体の取り組み

7. 野生動植物の生息・生育に関する調査に協力します。
8. 自然観察会などを通じて、野生動植物の多様性について関心を高めます。

(7) 希少動植物の保護と管理**市の取り組み**

1. 希少な野生動植物の生息・生育場所を保全するよう努めます。 **【環境課】**
2. 傷病動物の保護に努めます。 **【環境課】**
3. 希少な樹木などを指定し保護するとともに、所有者の協力を得て周辺環境を整備し、市民に希少な樹木などを紹介します。 **【環境課・文化課】**

市民の取り組み

4. 野生動植物はむやみに捕獲したり、採取したりしません。
5. 指定された希少な樹林・樹木は、適切な維持・管理に努めます。

事業者の取り組み

6. 野生動植物はむやみに捕獲したり、採取したりしません。
7. 野生動植物の生息・生育場所に影響を与える恐れのある開発事業などは、あらかじめ調査し、影響を回避あるいは最小限に抑える対策を講じます。

▼外来種：他地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。

5

自然と触れ合おう

自由時間の増大や環境問題への関心が高まる中で自然に親しみ自然から学ぶなど自然との触れ合いを求める市民の志向は大きくなっています。

自然に対する理解を深め、自然を大切にする気持ちを育むため、人と自然が触れ合えるまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(8) 自然との触れ合いの場の確保

- 自然との触れ合い活動の拠点となる市民の森や公園などの整備や充実に努めます。
- 自然との触れ合いを通して自然の大切さを啓発します。

(9) 自然の中でのスポーツ・レクリエーションの振興

- スポーツやレクリエーションを通して自然の大切さを啓発します。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
イベント開催数 (回)	3	3	3	生涯学習課
市民講座開催数 (回)	5	7	10	
スポーツ・レクリエーション(回)	10	12	15	

【 実践行動 】**(8) 自然との触れ合いの場の確保****市の取り組み**

1. 市民の森については、維持管理の充実を図ります。【都市計画課】
2. 自然と触れ合えるような公園などを整備するとともに、維持管理の充実を図ります。【都市計画課】

市民の取り組み

3. 自然と触れ合えるような市民の森や公園などを利用するよう努めます。
4. 自然との触れ合いを学習するため、市民講座などに参加するよう努めます。

市民団体の取り組み

5. 白井の環境について関心を高められるように、自然と触れ合える活動などを実施します。(新規)

(9) 自然の中でのスポーツ・レクリエーションの振興**市の取り組み**

1. 自然の中において、スポーツ活動・レクリエーション活動を開催します。また市民や事業者のスポーツ活動・レクリエーション活動を支援します。【生涯学習課】
2. 市民が参加できるイベントや活動の情報を提供します。【生涯学習課】

市民の取り組み

3. 自然の中において、スポーツ活動・レクリエーション活動に参加するよう努めます。

事業者の取り組み

4. 自然の中において開催する市民講座やイベント、スポーツ・レクリエーション事業を奨励します。

市民団体の取り組み

5. 自然観察会や自然体験学習会などの市民講座やイベントを開催します。

第2節 市民の健康と快適な生活環境を守るまち

6 すがすがしい空気や静けさを守ろう

私たちの日常生活や社会活動は、大量の資源やエネルギーの消費に支えられています。エネルギー源として石油などの燃焼過程で大量の二酸化炭素や硫黄酸化物、窒素酸化物などが排出され、これらの物質は、健康被害や大気汚染による生活環境の悪化など直接的な影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化など広域的な環境問題の原因となっています。

市においては、今後さらに都市化が進むと考えられ、大気質への影響が大きくなっていくと予測されます。また、騒音・振動、悪臭、粉じんなどは、市民の快適な生活環境を損なわせます。発生源は、工場や事業所、自動車など多種多様となっています。

大気質や騒音・振動、悪臭、粉じんなどの確認や改善のための指導を強化し、すがすがしい空気や静けさを確保するまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(10) 大気汚染や野焼きの防止

- 自動車交通に関する排出ガスの抑制対策を進めます。
- 地域の実情に応じ公共交通機関の利用を促します。
- 県と連携・協力し、工場・事業所における大気汚染物質に対する確認、指導を充実します。
- ダイオキシン類など大気質の測定や確認を継続します。
- 産業廃棄物の野焼きについて、県や隣接市など関係機関と連携し、監視を強化します。
- 野焼き防止のための啓発を行います。
- 健康被害を防止するためアスベスト対策に取り組みます。

(11) 騒音・振動の防止

- 自動車交通に関する騒音・振動の防止対策を進めます。
- 工場・事業所・建設作業における騒音・振動に対する確認、指導を充実します。
- 営業騒音や近隣生活騒音の防止に係る指導を行います。
- 騒音・振動・交通量調査を行い、実態の把握に努めます。

(12) 悪臭の防止

- 工場・事業所における悪臭・粉じんの防止対策を進めます。
- 家庭生活における悪臭の防止対策を進めます。
- 農業、畜産関係による堆肥や畜舎の適正管理を指導します。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成22年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成27年度)	目標年度 (平成32年度)	
光化学オキシダントの基準超過 日数(日)	76	57	38	環境課
市内の光化学スモッグ注意報 発令件数(件)	4	1	1	
北総線2駅(白井駅、西白井駅)の 利用者人数(人/日)	11,534	12,000	15,000	企画政策課
市循環バス(人/年)	139,758	149,000	159,000	
道路に関する苦情件数(件)	13	10	10	道路課
公害苦情件数など(件/年)	123	115	100	環境課

【 実践行動 】

(10) 大気汚染や野焼きの防止

市の取り組み

1. 公共交通機関の輸送力が向上するよう関係機関に要請し、自動車交通量の抑制に努めます。【環境課】
2. 徒歩、自転車使用に便利で安全な歩道の整備に努めます。【道路課】
3. 環境にやさしい▼アイドリングストップ運動を進めます。【各課・環境課】
4. ▼低公害車の導入を率先して行い市民、事業者の低公害車への転換が進むよう情報の提供に努めます。【各課・環境課】
5. 県や沿線自治体などと連携・協力しながら北総鉄道の利便性が向上するよう努めます。(新規)【企画政策課】
6. 循環バスは、必要に応じて運行内容などを見直し、改善を進めます。(新規)【企画政策課】
7. 市内の路線バスについては、運行ルートなどについてバス事業者に対し要望します。(新規)【企画政策課】
8. 大気汚染の原因となる排出ガスを排出する工場・事業所に対し、確認、指導、啓発を行います。
また、県と連携し有害化学物質の適正な使用と処理を指導します。【環境課】
9. 大気質の測定・確認を継続します。【環境課】
10. 渋滞を緩和し車両の排出ガスを削減するため、道路の拡幅や右折レーンなどの道路整備に努めます。(新規)【道路課】
11. 広報紙やホームページなどにより、野焼き防止のための啓発を行い、市民や市民団体などの協力を得ながら、監視を充実します。【環境課】
12. 県や警察及び隣接市などの関係機関と連携・協力して、野焼きに対する監視・指導を行います。【環境課】
13. 健康被害を防止するため、アスベスト対策に取り組みます。(新規)【都市計画課】

市民の取り組み

14. 自動車の利用をできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関などを利用するよう努めます。
15. 自動車については、アイドリングストップの実践や排出ガス、燃料消費を抑える走行など、環境に配慮して使用するよう努めます。
16. 低公害車の購入、使用に努めます。
17. 家庭ごみの自家焼却及び野焼きは行いません。

事業者の取り組み

18. 自動車については、アイドリングストップの実践や排出ガス、燃料消費を抑える走行など、環境に配慮して使用します。
19. 車の購入や利用にはできるだけ低公害車の導入、使用に努めます。
20. 共同輸配送など、物流の効率化に努めます。
21. 事業活動に伴う大気汚染物質の排出や騒音・振動、悪臭・粉じんなどは環境基準や規制基準を遵守します。
22. 事業活動に使用する有害化学物質は適正に使用後・処理します。
23. 事業活動に伴う野焼きは行いません。

▼アイドリングストップ：自動車の駐停車時において、不必要なエンジンの使用を停止すること。

▼低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べNOx 粒子物質 CO₂ といった大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または排出しない車。実用化されている主な車種として、電気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリット車があります。

(11) 騒音・振動の防止

市の取り組み

1. 騒音・振動を発生させる工場・事業所、建設作業などに対し、確認、指導、啓発を行います。【環境課】
2. 市民に対して、近隣生活騒音の確認、指導、啓発を行います。【環境課】
3. 騒音・振動を抑制するため、舗装などの道路整備に努めます。(新規)【道路課】
4. 主要道路における交通量調査と騒音・振動調査を行います。【環境課】

市民の取り組み

5. 不必要なクラクションや空ぶかしなどによる騒音を発生しないよう努めます。(新規)
6. 家庭でのテレビやステレオ、楽器の音量などに気を付け、生活騒音を発生しないよう努めます。

事業者の取り組み

7. 不必要なクラクションや空ぶかしなどによる騒音の発生を抑制します。(新規)

(12) 悪臭の防止

市の取り組み

1. 悪臭・粉じんを発生させる工場・事業所、建設作業に対し、確認、指導、啓発を行います。【環境課】
2. 悪臭発生源とならないよう農業、畜産関係による堆肥、畜舎などの適正な管理を指導します。【農政課】

市民の取り組み

3. 近隣への迷惑な悪臭は発生しないよう努めます。

事業者の取り組み

4. 悪臭発生源とならないよう農業、畜産関係による堆肥、畜舎などについて、適正に管理します。(新規)

7 河川や地下水などの水を改善しよう

清らかな水は、人が健康で文化的な生活を過していくために必要なものであり、水生動植物の生息・生育環境としても重要なものです。市内には神崎川や二重川、金山落、下手賀沼などの河川があり、近年、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などで水質は、改善傾向にあります。

そのため、生活排水による河川への影響を減らし、水質の環境基準の継続維持をめざすとともに、有害物質などによる土壌や地下水の汚染を防止するまちをめざします。

【個別環境施策】

(13) 水質汚濁の防止

- 公共下水道の整備を進めるとともに合併処理浄化槽の普及を促します。
- 河川や水路の水質浄化対策を進めるとともに、水質検査を継続的に実施します。
- 工場・事業所の排水に対する確認、指導を充実します。
- 河川や水路の水質浄化意識を啓発します。

(14) 土壌・地下水汚染の防止

- 工場・事業所からの有害物質に対する確認、指導を充実します。
- 農薬や化学肥料などの減量を実施した環境保全型農業への転換を進めます。
- 地下水汚染の原因調査や有害物質除去対策を進めます。
- 地下水を保全するための意識を啓発します。

【環境指標】

環境指標		現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
			中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
河川の水質 (年平均値 ：単位mg/L)	神崎川 (BOD)	2.9	2	2	環境課
	二重川 (BOD)	1.1	1	1	
	金山落 (BOD)	1.2	1	1	
	下手賀沼(COD)	4.6	4	4	
異常水質発生件数 (件)		6	1	1	上下水道課
公共下水道処理人口 (人) 普及率 (%)		53,341	55,754	56,972	
		86.5	86.8	86.6	
合併処理浄化槽処理人口 (人) 普及率 (%) ※1		4,974	5,358	5,828	
		8.1	8.4	8.9	
地下水汚染浄化対策実施 箇所数 ※2		1	1	1	環境課
地下水位 (代表 TP+m)		14.96	14.96	14.96	

※1 下水道供用開始区域を除く

※2 地下水汚染地域は市内に3ヶ所確認しています。

【 実践行動 】

(13) 水質汚濁の防止**市の取り組み**

1. 公共下水道の整備区域において、公共下水道の整備を進めます。【上下水道課】
2. ▼高度処理型の合併処理浄化槽の設置、普及を促すため、設置に関する補助事業を進めます。また、浄化槽を適正に維持管理していくよう意識を啓発します。【上下水道課】
3. 単独処理浄化槽から高度処理型の合併処理浄化槽への転換を促すため、転換に関する補助事業を進めます。【上下水道課】
4. 水質浄化対策を推進するために、水質浄化意識を啓発します。【環境課】
5. 河川や水路の水質検査を継続的に実施します。【環境課】
6. 市民や事業者に対して、河川水の大切さを啓発します。【環境課】

市民の取り組み

7. 公共下水道の整備区域においては、公共下水道に接続します。
8. 公共下水道の未整備区域においては、高度処理型の合併処理浄化槽の設置に努めるとともに、適正な維持管理を行います。
9. 公共下水道の未整備区域においては、単独処理浄化槽から高度処理型の合併処理浄化槽への転換に努めます。
10. 食べ残しや油類などを直接排水施設に流さないようにするため、食器の汚れはふき取った後に洗うように努めます。また、洗剤は適量を使用するなど、日常から汚水を排水施設に流さないよう努めます。

事業者の取り組み

11. 公共下水道の整備区域においては、公共下水道に接続します。
12. 浄化槽をはじめとする排水処理施設の適正な維持管理をします。
13. 法令で規制されている有害化学物質などを含む事業排水は排出の規制基準を遵守します。また、さらに排水が浄化できるよう処理施設の向上に努めます。

(14) 土壌・地下水汚染の防止**市の取り組み**

1. 県などと連携・協力し、工業排水や有害物質の地下浸透に対する確認・指導を行います。【環境課】
2. 土砂などの埋立てによる土壌の汚染や災害の未然防止の指導を行います。【環境課】
3. 地下水の水質調査や汚染源調査などによる地下水の汚染状況を継続的に把握し、県や関係者と連携・協力し効果的な浄化対策を進めます。【環境課】
4. 市民や事業者に対して、地下水の大切さを啓発します。【環境課】

事業者の取り組み

5. 農薬や化学肥料については、適正に使用します。
6. 有害化学物質については法令を遵守し、適正な管理・処理を行います。

▼高度処理型：通常の浄化処理に加え、さらに汚濁成分を取り除くための浄化処理をすること。

これまでのまちづくりは、利便性や効率性に重点が置かれてきましたが、近年はゆとりやうるおい、安らぎなどの心の豊かさが重要視されています。地域の風土や自然が育んだ美しい景観は、土地に愛着を感じさせます。

そのため、豊かな自然を保全・活用し、適正な土地利用と環境に配慮した開発事業を誘導するとともに安全対策や防犯対策を充実させ、より美しく安心して住めるまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(15) まちの環境美化

- ▼白井市まちをきれいにする条例の内容を市民や事業者などへ周知し、さらに啓発活動を行います。
- 市民・事業者・市が一体となった環境美化活動を実施するとともに、環境美化の意識を啓発します。
- たばこやペットのフンなど、ごみが捨てられない環境づくりを進めます。
- 市街地における空き地の適正管理を指導します。
- まちの景観を損なうとともに、歩行者の通行妨害になることから、放置自転車対策を進めます。

(16) 良好なまちづくりへの誘導

- 「▼白井市景観基本計画」や「白井市景観条例」を制定し、地域の特性を生かした景観形成を進めます。
- ▼まちづくり条例に基づいて、地域特性に即したまちづくりを進めます。

(17) 環境や安全に配慮した都市基盤の整備

- 適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、▼地区計画区域内における建築制限に基づいて、都市整備を進めます。
- 良好な住環境を確保するため、▼建築協定を進めます。
- 地区要望などに基づいて計画的に防犯灯を設置し、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めます。

(18) 適正な土地利用などへの誘導

- ▼事務処理市となることで開発許可権限を取得し、市独自の開発指導を行います。
- 都市マスタープランの見直しなどを通じて、周辺環境に配慮した良好な住環境の形成を目指します。
- 土地利用の構想、計画、工事の各段階で環境に配慮するよう指導します。
- 環境に影響を与える恐れのある開発事業などは、あらかじめ調査をし、対策に努めます。

(19) 不法投棄の未然防止

- 不法投棄防止のため、啓発や監視パトロールを充実します。また、投棄物の速やかな撤去に努めます。
- 産業廃棄物の不法投棄について、県や隣接市など関係機関と連携し、監視を強化します。

▼白井市まちをきれいにする条例：市民や事業者・土地所有者などと市が協働して、清潔で美しいまちづくりに取り組むことで、快適な生活環境を確保することを目的とした条例。

▼白井市景観基本計画：市にふさわしい良好な都市景観・田園景観の形成に向けた景観に関する方針を定めた計画。

▼まちづくり条例：市の都市計画に関する基本的方針に掲げる将来都市像の実現に寄与するため、地区まちづくりに関する計画の策定や開発事業に関する手続などを定めた条例。

▼地区計画：一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に応じて、住民と市が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて土地利用や建築物などのルールを定め、まちづくりを進めていく手法です。

▼建築協定：地域の特性に応じた良好な環境を維持増進するために、地域の住民が自主的に一定の建築ルールを定めて、これを運営していく制度のこと。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
駐輪場利用台数 (台/日)	2,600	2,900	3,200	市民安全課
放置自転車撤去数 (台)	739	550	370	
花いっぱい運動参加団体数 (団体)	52	60	65	環境課
地区計画の策定数 (地区)	13	14	16	都市計画課
ごみの不法投棄回収量 (トン)	59	45	45	環境課

※花いっぱい運動参加団体数については、現状の実績を基にして、参加団体数の増加を見込んで設定しました。

【 実践行動 】

(15) まちの環境美化

市の取り組み

1. ゴミゼロ運動や花いっぱい運動を継続し、環境美化に関する意識の啓発に努めます。【環境課】
2. 駅前などポイ捨て禁止重点区域の制定について、検討します。【環境課】
3. ペットの飼育マナー向上のための講座を開催するなど、マナー向上を呼びかけ、フン害を抑制します。【環境課】
4. 空き地において、草刈りなどによる適切な管理の指導を行います。【環境課】
5. 散乱防止ネットの貸出や▼生活環境指導員の委嘱などにより、ごみ集積所の美化を支援します。
また、地区の実情に応じたごみ集積所のあり方について、指導・助言します。【環境課】
6. 自転車の適正な駐輪を呼びかけ、放置自転車については撤去します。【市民安全課】

市民の取り組み

7. 市民団体や市などが行う緑化活動や花の植栽活動、環境美化活動、清掃活動に積極的に参加するよう努めます。
8. 土地所有者（管理者）は、草刈りを実施するなど所有地の適切な管理を行い、ごみを捨てられないよう努めます。
9. 空き缶やタバコなどのポイ捨てはしません。
10. ペットの飼育マナーを向上するため、マナー講座や研修会に参加するよう努めます。
11. 使用しているごみ集積所の美化に努めます。（新規）
12. 自転車は、適正な場所に駐輪するとともに放置しません。（新規）

事業者の取り組み

13. 地域の一員として、美化活動などの地域活動に参加するよう努めます。
14. 土地所有者（管理者）は、草刈りを実施するなど所有地の適切な管理を行い、ごみを捨てられないよう努めます。

市民団体の取り組み

15. 駅前広場や公園、道路沿道などの緑化や花の植栽活動を積極的に行います。
16. 駅前広場や公園、道路沿道などの清掃活動を継続的に行います。

▼事務処理市：県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において、知事の権限に属する事務を処理することが認められた市。

▼生活環境指導員：生活環境指導員制度（平成7年度）により、市から委嘱された人のこと。生活環境指導員は、集積所の維持管理やごみの排出状況の確認・指導などを行っています。

(16) 良好なまちづくりへの誘導

市の取り組み

1. 白井市にふさわしい、良好な都市景観や田園景観の形成を図るため、景観基本計画や景観に関する条例を制定します。(新規) 【都市計画課】
2. 良好なまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づく地区住民を主体とする「▼地区まちづくり協議会」の組織づくりに努めます。 【都市計画課】

(17) 環境や安全に配慮した都市基盤の整備

市の取り組み

1. 地区レベルの都市計画として地区計画の策定に努めます。 【都市計画課】
2. ▼地区計画区域内における建築物の制限に関する条例に基づき、建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保します。 【都市計画課】
3. 緑陰を提供できるような街路樹の維持管理に努めます。(新規) 【道路課・都市計画課】
4. まちづくり条例に基づく開発事業については、▼環境配慮書により適正な指導を行います。(新規) 【環境課】
5. 交通安全や防犯に関する講習会を実施します。(新規) 【市民安全課】
6. 無秩序な駐車を無くすよう、広報紙やホームページなどを活用し、交通ルールやマナーに関する啓発活動を進めます。(新規) 【市民安全課】
7. 地域の防犯指導員などの育成を進めるとともに、地域の防犯活動を支援します。(新規) 【市民安全課】
8. 犯罪の起こりにくい環境をつくるため、防犯灯の設置や市内の巡回を行います。(新規) 【市民安全課】
9. 「▼地域防災計画」及び「避難・救援対応マニュアル」に基づき、市民の防災意識の高揚を図るための啓発活動や避難訓練などを実施します。(新規) 【市民安全課】

市民の取り組み

10. 交通ルールや交通マナーを守ります。(新規)
11. 交通安全や防犯に関する講習会などに積極的に参加します。(新規)
12. ▼防犯パトロールなどの防犯活動に積極的に参加します。(新規)
13. 防災訓練や自主防災組織などに積極的に参加します。(新規)

事業者の取り組み

14. 建築物の新築、改築、開発事業などにおいて、周辺の環境対策や近隣住民の意見を考慮し、周辺環境への配慮に努めます。
15. 交通機関において、地域の実情に応じた運行に配慮します。(新規)
16. 貨物車両など大型車の走行は、交通安全に配慮した走行ルートを選定します。(新規)
17. 交通安全に関する社内研修を行うよう努めます。(新規)
18. 地域の一員として交通安全活動や防犯活動、防災活動に協力します。(新規)

▼地区まちづくり協議会：一定の地区における市民がまとまって、設立することができる協議会。(まちづくり条例において規定済み)

▼地区計画区域内における建築物の制限に関する条例：地区計画で定めた建築物の敷地、用途、規模、形態などについて制限を定めた条例。

▼環境配慮書：開発事業における事前協議用の添付書類。開発事業を行うに当たり、生活環境及び自然環境の保全及び活用を図るため、事業者自らが環境に配慮するために必要な取組みなどを記述するための書類。(まちづくり条例において規定済み)

▼地域防災計画：市民の生命、身体及び財産を白井市の地域に係る災害から保護することを目的として災害予防、災害対策などの防災活動について定めた計画。

▼防犯パトロール：犯罪・事故・災害の防止や地域住民の安全意識の向上を目的とした、見回り活動。

(18) 適正な土地利用などへの誘導

市の取り組み

1. 都市マスタープランに基づく計画的な土地利用を進めます。【都市計画課】
2. 土地利用の計画、工事の各段階で環境に配慮するよう指導します。【環境課・都市計画課】

事業者の取り組み

3. 近隣住民に影響を与える恐れのある開発行為に関しては、影響を回避あるいは最小限に抑えるよう努めます。

(19) 不法投棄の未然防止

市の取り組み

1. ごみの不法投棄の監視を行います。また、公共用地において早期回収に努めます。【環境課】
2. 不法投棄防止のため、生活環境指導員による監視や不法投棄監視パトロールを行います。【環境課】
3. 広報紙やホームページなどにより、不法投棄防止のための啓発を行い、市民や市民団体などの協力を得ながら、監視を充実します。【環境課】
4. 産業廃棄物の不法投棄について、県や警察及び隣接自治体などの関係機関と連携・協力して、監視・指導を行います。【環境課】

市民の取り組み

5. 不法投棄は行いません。

事業者の取り組み

6. 不法投棄は行いません。

白井市は、歴史的・伝統的文化に恵まれ、国や県、市指定の▼文化財なども多く残されています。

また、農業を中心とした郷土意識や地域の連帯感などの生活文化も長い歴史の中で生まれ、多くの
人々がそれを育み、継承してきました。

それらの、歴史的・伝統的文化や生活文化の中に受け継がれている自然との関わりを大切にするま
ちをめざします。

【 個別環境施策 】

(20) 歴史的・文化的環境の保全

- 歴史的・伝統的文化や生活文化とこれらを取りまく自然環境との関わりについて情報提供し、
郷土の歴史・文化と環境保全の意識を高めます。
- 歴史的・伝統的文化や生活文化とこれらを取りまく自然環境を保全し、将来に受け継ぐととも
に積極的に生かします。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
史跡や名所、自然を巡る散策 コースの設定数 (コース)	20	21	22	文化課
文化財の保護・理解に関する 講座数 (回)	18	23	23	
指定文化財説明看板・案内・誘導 看板の設置数 (基)	19	21	22	

- ▼文化財：①有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書などで、歴史上または芸術上意義の高いもの及び考古資料ならびに学術上意義の高い歴史資料。)
- ②無形文化財(演劇、音楽、工芸技術などで、歴史的または芸術上意義の高い物。)
- ③民族文化財
- ④記念物
- ⑤伝統的建造物群などのこと。

【 実践行動 】**(20) 歴史的・文化的環境の保全****市の取り組み**

1. 指定文化財や歴史的な建造物など各種文化財と、これらを取りまく自然環境の適切な保全と活用を進めます。【文化課】
2. 地域の環境にはぐくまれた各種文化財を調査・収集します。またこれらの情報を提供します。【文化課】
3. 郷土の歴史や文化、これらを取りまく自然環境を学ぶことができる市民講座を開催します。【文化課】

市民の取り組み

4. 指定文化財や地域の歴史・文化に関心をもち保全に努めます。またこれらを取りまく自然環境を大切にします。
5. 地域の年中行事や伝統芸能、文化活動に積極的に参加し、次世代に受け継ぎます。
6. 地域の生活文化や慣習について日常生活を通して次世代に受け継ぐよう心がけます。

事業者の取り組み

7. 開発事業の際は、文化財や保存樹木・樹林に限らず、地域に親しまれている歴史的・文化的資源の保全に努めます。
8. 指定文化財の周辺で施設などを建設する際は、外観など周囲と調和するよう努めます。

市民団体の取り組み

9. 地域の年中行事や伝統芸能、文化活動の保存・管理に努めます。
10. 指定文化財や地域の歴史・文化などを市民に紹介し、白井の魅力を広めます。(新規)

第3節 限られた資源・エネルギーを大切にすまち

10 ごみを削減しよう

今日のごみ問題は、大きな要因とされる大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会経済システムを見直し、市民の生活様式を資源循環型に変えていくことが求められています。

そのため、市民・事業者・市が、限りある資源を大切にし、▼バイオマスタウン構想の実現に向けて、ごみの減量化・リサイクル・資源化に取り組むまちをめざします。

【個別環境施策】

(21) 生ごみの減量化・堆肥化

- 市民・事業者・市が一体となり生ごみ対策を進める運動を行います。
- コンポスト(生ごみ肥料化容器)や生ごみ処理機などの購入者に購入費の一部を助成します。
- 家庭などで生産される生ごみからの堆肥の有効利用を進めます。

(22) ごみの減量化・リサイクル・資源化の促進

- 市民・事業者に対し、ごみの減量化・リサイクル・資源化に関する意識を啓発するとともに、これらの活動を支援します。
- 指定ごみ袋の周知徹底を図り、ごみの排出量の減少を進めます。
- 剪定枝の未利用資源の有効利用を図ります。
- ▼プラスチック製容器包装類の分別を徹底するとともに、分別品目を拡充します。
- ▼特定家庭用機器再商品化法に基づく廃棄家電製品などの再商品化について、周知します。
- ▼印西地区ごみ処理基本計画に基づき、計画的なごみ処理を進めます。
- 不用品交換に関する情報提供や資源回収団体との連携により、資源の再利用・再生利用を進めます。

(23) ▼エコバッグの利用促進

- 市民・事業者に対し、エコバッグの利用の普及に努めます。

▼バイオマスタウン構想：地域のバイオマス（動植物から生まれた再生可能な有機資源、家畜排泄物や生ごみなど）の総合的かつ効率的な利活用を図るため、市町村などが作成する構想のこと。

▼プラスチック製容器包装類：マークが付いているカップ・プリンなどの容器、マヨネーズなどのチューブ、シャンプーなどのボトル、食品トレイ、卵のパック、ペットボトルのふた、発砲スチロールなどです。

▼特定家庭用機器再商品化法：一般的には、家電リサイクル法という。「エアコン」「テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）」「電気冷蔵庫・電気冷凍庫」「電気洗濯機・衣類乾燥機」の各品目を購入した小売店または買い換え時の小売店に「リサイクル料金＋収集運搬料金」を支払って処分することを義務づけた法律。

▼印西地区ごみ処理基本計画：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき策定されたもので、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や各種法令などを踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、市が行う一般廃棄物処理の推進や、市民・事業者が行うべき方策・行動を支援・促進するための基本方針・施策を定めた計画。

▼エコバッグ：スーパーなどの小売店に対して、消費者自身が持参する買い物袋の総称。

【 環境指標 】

環境指標		現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
			中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
生ごみ肥料化容器 購入助成延べ件数 (件)	コンポスト	1,758	1,860	1,960	環境課
	機械式	475	570	670	
ごみの排出量 (g/人・日)		499	470	460	
家庭ごみ再資源化率 (%)		25.3	28	31	
ごみ減量化・リサイクルなどに関する市民講座開催数 (回)		3	3	3	

※家庭ごみ再資源化率については、ごみ減量化・資源化基本方針を基にして、再資源化率の増加を見込んで設定しました。

【 実践行動 】

(21) 生ごみの減量化・堆肥化

市の取り組み

1. コンポスト（生ごみ肥料化容器）や生ごみ処理機などの購入者に購入費の一部を助成します。

【環境課】

2. 家庭の生ごみなどで作られる堆肥の有効利用を検討します。

【環境課】

市民の取り組み

3. 生ごみの水切りを徹底し、堆肥化に努め、ごみの減量化を進めます。

事業者の取り組み

4. 生ごみの堆肥化に努め、ごみの減量化を進めます。

(22) ごみの減量化・リサイクル・資源化の促進

市の取り組み

1. ごみ問題に関する意識の啓発や環境美化意識の浸透を図るためイベントや市民講座を開催します。【環境課】
2. 指定ごみ袋の周知徹底を進めます。【環境課】
3. ごみの多量排出事業者に対し、減量化に向けた指導・助言を行います。【環境課】
4. ▼フリーマーケットの実施や不用品交換制度の導入、資源回収運動に対する補助金の交付など、市民や市民団体が行うごみの減量化活動・資源化活動を支援します。【環境課】
5. ごみの分別の徹底を図るとともに、分別品目の拡充について検討します。(新規) 【環境課】
6. ごみの減量化・資源化基本方針に基づき、木枝・草木類の資源化を進めます。【環境課】
7. 特定家庭用機器再商品化法に基づく廃棄家電製品などの再商品化について、周知します。【環境課】
8. 家庭ごみ（可燃物、不燃物、粗大ごみ）及び資源物の適正な収集・運搬・処理を行います。【環境課】
9. ごみや資源物の効率的な収集を図るため、ごみ集積所の調査、検討を行います。【環境課】
10. 雑紙など資源物の分別について、周知・啓発に努めます。(新規) 【環境課】
11. 梨剪定などにおける木質系バイオマスの利活用について、進めます。(新規) 【環境課・農政課】
12. 農業で発生する廃棄資材の回収や資源化について、支援します。(新規) 【農政課・環境課】

市民の取り組み

13. 家庭ごみにおける紙類の分別を徹底します。
14. 過剰包装品や使い捨て製品の使用を自粛します。
15. ごみが増えないよう買い物を工夫します。
16. 環境に配慮した製品（▼エコマークやグリーンマークなどのついたもの）の使用に努めます。
17. 生活環境指導員の活動に協力します。
18. 修理が可能なものは修理して使用するとともに、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用するよう努めます。

事業者の取り組み

19. 事業系ごみの分別を徹底し、資源化に努めます。
20. ごみ（産業廃棄物を含む）の発生を極力抑えます。
21. ▼マニフェスト制度を遵守します。
22. 過剰包装品の簡素化やごみになりにくい商品の開発・販売に努めます。
23. 修理やアフターサービスの充実に努めます。
24. 再生資源を利用した製品、材料の購入利用に努めます。

(23) エコバッグの利用促進**市の取り組み**

1. エコバッグの利用が普及するよう、啓発に努めます。（新規）

【環境課】

市民の取り組み

2. レジ袋の使用を控え、エコバッグを利用するよう努めます。（新規）

事業者の取り組み

3. エコバッグの利用の推進に協力します。（新規）

- ▼フリーマーケット：のみの市やがらくた市などに代表される一般市民同士の不用品交換の場。
- ▼エコマークやグリーンマークなど：環境を考え、原料や製造過程の際などに環境への影響を少なくした商品のことで、環境ラベルで表示している。エコマーク、国際エネルギースタープログラム、再生紙使用マーク、グリーンマーク、PET ボトル推奨マークなどがあります。
- ▼マニフェスト制度：廃棄物などによる事故や環境汚染、不法投棄などを防止することを目的として、廃棄物の排出から運搬、処分に関する一連の流れを伝票により管理する制度。

11 水循環を確保しよう

水は、私たちの生活において、大変重要な資源であるとともに、野生動植物の生息・生育環境にも大きく関わっています。

そのため、節水や雨水の利用など水の有効利用を進めるとともに、雨水のかん養を図り、健全な水循環が確保されるまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(24) 雨水の利用と浸透の促進

- 雨水の地下浸透を進めるため、樹林地や農地などの保全に努めます。
- 家庭や事業所における節水対策や雨水の有効利用を進めます。
- 公共施設において、透水性舗装など雨水の地下浸透を進めます。
- 自然の中にある湧水とそのかん養域を保全します。
- 地下水位の監視や揚水量の監視・指導を行います。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
家庭や事業所における 上水使用量 (m ³ /人)	92	89	86	上下水道課
公共施設雨水利用施設数 (施設数)	1	2	2	管財契約課

【 実践行動 】

(24) 雨水の利用と浸透の促進

市の取り組み

1. 節水や雨水の有効活用、また雨水の地下浸透の意識啓発や情報提供を行います。【環境課】
2. 公共用地において▼雨水貯留施設を設け雨水の有効活用に努めます。【管財契約課・教育総務課】
3. 公共施設において、透水性舗装（歩道）など雨水の地下浸透に努めます。
【管財契約課・教育総務課】
4. 開発事業において、▼雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置指導を行います。【都市計画課】
5. 湧水とそのかん養域を調査し保全に努めます。【環境課】
6. 地下水位の監視や地下水を多量に使用する事業所などの揚水量の監視・指導を行います。
【環境課】
7. 上水道の節水に向けた意識啓発を行います。（新規）【上下水道課】

市民の取り組み

8. ▼節水コマや節水型トイレなどの導入や風呂の残り水を洗濯に利用するなど日常生活で節水に心がけます。
9. 使用済単独処理浄化槽を雨水貯留槽に転換するなど雨水の貯留に努めます。
10. 雨水を貯留し、庭木や鉢花に散水するなど雨水を有効に活用するよう努めます。
11. ▼雨水浸透枡の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。

事業者の取り組み

12. 節水型機器を導入するなど節水に心がけます。
13. 排水をトイレ洗浄水などの雑用水として利用できるよう排水の高度処理を検討します。
14. 雨水を貯留し、庭木や鉢花に散水するなど雨水を有効に活用するよう努めます。
15. 雨水浸透枡の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。
16. 道路を舗装する場合は透水性舗装の導入を検討します。

- ▼雨水貯留施設：雨水を貯留し、水資源として活用するための施設。雨水貯留槽（雨水タンク）
- ▼雨水浸透施設：雨水を地下に浸透させるための施設。雨水浸透枡、雨水浸透管、浸透側溝及び透水性舗装。
- ▼節水コマ：上水道の蛇口内部に取り付けるゴム製又は樹脂製の節水用のコマのこと。
- ▼雨水浸透枡：雨水を地下に浸透させるための枡。枡の底に穴があり底部に碎石を敷く。

12 エネルギーを有効に利用しよう

エネルギーは私たちの日常生活、事業活動において欠かせないものですが、エネルギー消費の増加により、地球環境に大きな影響を与えており、その消費を抑え、有効に利用することが求められています。

そのため、省エネルギー型のライフスタイル・オフィススタイルを進めるまちをめざします。

また、太陽光などを利用した新エネルギーや剪定枝を利用したバイオマスエネルギーなど、環境に優しい▼クリーンエネルギーの活用を進めるまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(25) 省エネルギーの推進

- 日常生活や事業活動において、省エネルギーの活用を促します。
- 省エネルギーに対する意識を啓発します。
- ▼緑のカーテン運動を進めます。
- ▼LED の導入など省資源・省エネルギー化を進めます。
- 市独自の▼エコポイントなど、制度づくりについて検討します。

(26) クリーンエネルギーの活用

- 太陽光エネルギーなどのクリーンエネルギーの利用と普及に努めます。
- バイオマスエネルギーなどの未利用エネルギーの利用と普及に努めます。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
市有施設電力使用量 (kWh)	5, 598, 932	5, 267, 128	5, 267, 128	管財契約課 環境課
家庭用・事業用都市ガス使用量 (m ³ /人)	874	830	786	環境課
クリーンエネルギー利用施設数 (施設数)	3	5	9	管財契約課

※市有施設電力使用量 (kWh) については、基準年度 (平成 20 年度) を基にして、6 %を削減するよう設定しました。

▼クリーンエネルギー：石油や石炭などに代わる環境負荷の少ないエネルギー。太陽光や水力、風力などの自然エネルギー、廃棄物や廃熱などを利用した未利用エネルギーがあります。

▼緑のカーテン運動：「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

▼LED：電流を流すと発光する半導体素子の一種。改良が加えられ、現在では省エネ用照明光源として期待されています。

▼エコポイント：地球温暖化対策の推進と経済の活性化、さらには環境配慮製品などの普及促進を目的として、様々な商品・サービスと交換が可能なポイントによるサービスです。

【 実践行動 】

(25) 省エネルギーの推進

市の取り組み

1. 省エネルギーに関する情報提供を行います。【環境課】
2. 省エネルギー型ライフスタイル・オフィススタイルへの転換を促すための意識を啓発します。【環境課】
3. 市独自のエコポイント制度など、市民が喚起するような制度づくりについて、検討します。
(新規)【環境課】
4. 市有施設における電力需要、電力利用量などのデータ収集を行います。(新規)【環境課】
5. 緑のカーテン運動を進めます。(新規)【環境課】
6. 市有施設へのLED照明を導入するよう検討します。(新規)【管財契約課】
7. 市有施設の更新などについては、省エネルギー型機器を導入するよう検討します。
【管財契約課】

市民の取り組み

8. 電源をこまめに消すことやアイドリングストップなど省エネルギーを心がけます。
9. 家庭電化製品などは、省エネルギー型機器の導入に努めます。
10. 緑のカーテン運動に参加するよう努めます。(新規)

事業者の取り組み

11. 電源をこまめに消すことやアイドリングストップなど省エネルギーを心がけます。
12. 省エネルギー型機器の導入やエネルギー効率の高い生産体制に努めます。
13. 省エネルギー型の機器や技術の開発に努めます。
14. エネルギー効率の優れた▼コージェネレーションシステムなどの導入を検討します。
15. 緑のカーテン運動に参加するよう努めます。(新規)

(26) クリーンエネルギーの活用

市の取り組み

1. クリーンエネルギーや未利用エネルギーに関する情報提供を行います。【環境課】
2. 太陽光発電システムの導入費を補助するなどクリーンエネルギーの導入を促進します。(新規)【環境課】
3. 市有施設の更新などについては、クリーンエネルギーなどを導入するよう検討します。(新規)【管財契約課】

市民の取り組み

4. 家屋の新築・改築時には、太陽熱温水器などのクリーンエネルギーの導入に努めます。

事業者の取り組み

5. 社屋などの新築・改築時には、太陽熱温水器などのクリーンエネルギーの導入に努めます。

▼コージェネレーション：発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。

第4節 環境を知り環境に配慮した ライフスタイルを実践するまち

13 環境を知り、学び、行動しよう

市民一人ひとりが環境問題への理解と認識を深め、環境保全のための行動のあり方を身につけるため、環境教育・学習に取り組むまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(27) 環境教育・学習機会の提供

- 環境に関する学習機会を積極的に提供します。また、市民団体や事業者と連携・協力し、効果的に環境学習活動を進めます。
- 小・中学校の環境教育を支援し充実を図ります。
- 市民や事業者、市民団体が行う環境学習を支援します。

(28) 環境情報の提供

- 環境に関する情報を収集・整理し、さまざまな媒体を通じて情報を提供します。
- ▼環境白書を作成し、市の環境の現状や環境施策の取り組み状況をお知らせします。

(29) アドバイザーなどの派遣

- ▼県の環境学習アドバイザーなどを小・中学校に派遣し、環境教育を支援します。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
小・中学校の環境学習教材作成 配布数 (種・配布数)	1	2	2	環境課
	653	1,300	1,300	
環境に関する市民講座 (回)	1	3	3	
イベントの実施数 (回)	2	4	4	
▼こどもエコクラブ登録数 (件)	2	3	4	
環境白書の発刊数 (冊)	150	100	100	

▼環境白書：市における環境の現状や環境保全に関する施策の概要・実績などをまとめた報告書。

▼県の環境学習アドバイザー：環境に関する専門的な知識を有する者や環境保全活動を積極的に実践している者などを知事が委嘱します。環境学習アドバイザーは、自治会、小・中学校などが実施する環境保全に関する研修会、学習会などで環境保全活動や環境学習について啓発や指導を行っています。

▼こどもエコクラブ：地域において、自主的に環境保全に関する活動を行う、数人から20人程度の小中学生のグループ。環境省が企画する事業。

【 実践行動 】**(27) 環境教育・学習機会の提供****市の取り組み**

1. 職員の環境教育を実施するとともに環境に関連する研修会などへの参加を奨励します。【環境課】
2. 環境に関する市民講座（幼児教育を含む）やイベントを開催します。【環境課】
3. 市民や事業者、市民団体と連携・協力し、環境に関連する学習の機会を提供します。【環境課】
4. 市民や事業者、市民団体の行う環境に関連する学習会を支援します。【環境課】

市民の取り組み

5. 自主的に環境学習に取り組むよう努めます。
6. 環境に関する市民講座やイベントに参加するよう努めます。
7. 家庭内で環境問題について話し合う機会をつくるよう努めます。また、子どもには環境の大切さを教えるよう努めます。

事業者の取り組み

8. 社員の環境教育を実施するとともに環境に関連する研修会などへの参加を奨励します。
9. 環境学習の場として事業所施設の提供に努めます。

市民団体の取り組み

10. 環境学習活動を積極的に行います。
11. 市や事業者と連携・協力し、小・中学校や市民などの環境教育を支援します。

(28) 環境情報の提供**市の取り組み**

1. 小・中学校に環境学習用教材や環境情報を提供します。【学校教育課】
2. 環境に関する市民講座や自然観察会、環境保全活動に関する状況などについて、広報紙やホームページなどを活用し、情報を提供します。【環境課】
3. 生活環境や自然環境に関する各種の調査結果をはじめ、環境情報を取りまとめた環境白書を発行します。【環境課】

市民の取り組み

4. 地域の様々な環境に関する情報を積極的に提供するよう努めます。また、提供された環境に関する情報は有効に利用するよう努めます。

(29) アドバイザーなどの派遣**市の取り組み**

1. 県の環境学習アドバイザー及びNPOを小・中学校に派遣するなど、環境教育を積極的に支援します。【環境課】

今日の環境問題は、都市生活型公害に見受けられるように、その原因は個人の日常生活や事業所などの通常の事業活動にあります。

私たちは、これらの問題を解決し、社会が持続可能な発展ができる社会を造らなければなりません。

そのため、市のみならず、市民や事業者など社会を構成するすべての主体が適切な役割のもとに、それぞれの立場や、さまざまな場面で連携・協力し、環境の保全と創造に向けた取り組みを進めるまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(30) 市民・事業者との連携・協力

- 市民や市民団体、事業者と連携し環境に関するイベントや啓発事業を開催します。
- 市民や市民団体、事業者と連携・協力し、地域の環境保全活動に取り組む▼グラウンドワークなどを進めます。
- 市民や市民団体、事業者で構成する▼（仮称）市民環境会議の組織化を検討します。

(31) 環境保全活動への支援

- 白井市内で活動する市民活動団体の「情報」、「活動」、「交流」の場として、市民活動推進センターの活用を支援します。
- 市民や市民団体、事業者の自主的な環境保全活動を積極的に支援します。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
環境フォーラム開催回数 (回)	1	1	1	環境課
環境保全関係活動団体数 (団体)	11	13	15	
グラウンドワーク事業実施数 (回)	1	2	2	

▼グラウンドワーク：グラウンド（生活の現場）に関するワーク（創造活動）といった意味で、市民、市民団体、事業者及び市が連携して地域の環境保全の取り組みを行う活動。

▼（仮称）市民環境会議：市民、市民団体、事業者及び市を構成メンバーとし、環境基本計画に示された施策や取り組みを実践し、また、市とのパートナーシップによる環境保全活動などの具体的事項について検討する会議。

【 実践行動 】**(30) 市民・事業者との連携・協力****市の取り組み**

1. 市民や市民団体、事業者と連携・協力し、環境フォーラムなどのイベントや啓発事業を行います。【環境課】
2. 市民や市民団体、事業者と連携・協力し、自然環境などの調査活動を行います。【環境課】
3. 市民や事業者、市民団体と連携・協力し、地域の環境保全活動に取り組むグランドワークを進めます。【環境課】
4. (仮称) 市民環境会議の組織化について、検討します。【環境課】

市民の取り組み

5. 市や市民団体などと連携・協力し、環境フォーラムなどのイベントや啓発事業に参加するよう努めます。
6. 市や市民団体などが行う環境保全活動に参加するよう努めます。

事業者の取り組み

7. 市や市民団体と連携・協力し、環境フォーラムなどのイベントや啓発事業を行うよう努めます。
8. 事業活動に伴う環境保全活動を行うよう努めます。
9. 市や市民団体が行う環境保全活動に積極的に参加するよう努めます。

市民団体の取り組み

10. 市や事業者と連携・協力し環境フォーラムなどのイベントや啓発事業を行います。
11. 市や事業者と連携し、環境保全活動を行います。

(31) 環境保全活動への支援**市の取り組み**

1. 環境保全活動の拠点や場所について、情報を提供します。【環境課】
2. 市民や事業者の環境保全活動について、環境アドバイザーなどの指導者を派遣します。【環境課】

第5節 地球環境の保全に貢献するまち

15 地球規模で環境を考えよう

地球環境問題は、世界共通の課題であるとともに、将来の世代にも影響を与える問題です。
そのため、環境問題を地球規模でとらえ、日常生活とのつながりを認識することにより、自らが地球環境保全への取り組みを進めるまちをめざします。

【 個別環境施策 】

(32) 地球環境問題への意識の向上

- 地球環境問題に関する意識の普及啓発を図ります。
- 地球環境問題に関する情報を収集し提供します。

(33) 地球環境保全対策の推進

- 「白井市地球温暖化防止対策実行計画」に基づく、実践行動を進めます。
- 市内の事業者へ▼国際規格や▼エコアクション 21 認証取得への取り組みを広げられるよう、セミナーの開催のほか、情報の提供や支援を行います。
- 市内の事業者へ環境に配慮した規格の認証取得の取り組みを広げられるよう、支援します。
- 「▼環境家計簿」の内容を充実し、地域から地球温暖化の防止を図ります。
- 酸性雨などの測定・調査結果の把握と情報の提供に努めます。
- 友好都市と環境分野での交流を進めます。

【 環境指標 】

環境指標	現 状 (平成 22 年度)	数値目標		担当課
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)	
市の事務事業による温室効果ガス 排出量 (k g)	4, 379, 085	4, 095, 061	4, 095, 061	環境課
環境分野における国際交流事業数 (事業数)	1	1	1	
市内事業者の国際規格など 認証取得数 (事業者数)	13	18	23	環境課 商工振興課

※市の事務事業による温室効果ガス排出量 (k g) については、基準年度 (平成 20 年度) を基にして、5 %を削減するよう設定しました。

- ▼国際規格：事業者などが、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構 (ISO) が作成した規格。
- ▼エコアクション 21：事業者などが、環境に配慮した事業活動を行うために、環境省が作成した規格。
- ▼環境家計簿：電気やガス及び水などの使用量を入力することにより、各家庭から排出される二酸化炭素の量がわかる家計簿のこと。

【 実践行動 】

(32) 地球環境問題への意識の向上

市の取り組み

1. 地球環境保全意識の啓発事業を進めます。【環境課】
2. 地球環境問題に関する情報を収集・整理し提供します。【環境課】

市民の取り組み

3. 地球環境問題に対する認識を深め、日常生活の中で可能な取り組みを実践していくよう努めます。

事業者の取り組み

4. 地球環境問題に対する認識を深め、建設工事での熱帯木材の使用を少なくするなど、事業活動の中で可能な取り組みを実践していくよう努めます。

(33) 地球環境保全対策の推進

市の取り組み

1. 「白井市地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、市の事務事業による温室効果ガスの排出量を削減するよう努めます。【環境課】
2. ▼環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮した事業活動に取り組みます。【環境課・各課】
3. 事業所の環境に配慮した規格の認証取得を支援します。【環境課・商工振興課】
4. 環境家計簿の内容を充実し、ホームページなどで示し市民の利用を促します。また、市内の温室効果ガスに起因する排出実態を把握し、情報の提供に努めます。【環境課】
5. 酸性雨などの測定・調査結果の把握と情報の提供に努めます。【環境課】
6. 友好都市と環境分野での交流を進めます。【環境課】

市民の取り組み

7. 環境家計簿に取り組み、CO₂の排出を少なくするよう努めます。

事業者の取り組み

8. 環境マネジメントシステムなどを運用し、環境に配慮した事業活動に取り組みます。
9. 節電や省エネルギー、自動車利用を減らすなど事業活動に伴うCO₂の排出を減らすことに努めます。
10. 国際規格やエコアクションなどの環境に配慮した規格の認証取得や環境省の▼環境活動評価プログラムの活用に努めます。

▼環境マネジメントシステム：事業者などが、自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。

▼環境活動評価プログラム：事業者の自主的な環境保全への取り組みを支援するため、環境省が作成したプログラム。

第5章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、庁内各部局はもとより、市民、市民団体・事業者や関係機関などとの連携・協力により、全体的・総合的な推進を図る必要があります。

このため、以下に示す体制を整備することにより、市民、市民団体、事業者及び市が一体となって計画を推進するものとします。

1 市民、市民団体、事業者との連携・協力体制の整備 (仮称) 市民環境会議

環境の保全を図るためには、市による施策の実行だけではなく、市民、市民団体や事業者が連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚して、環境保全に取り組むことが必要です。

そのため、市民・市民団体・事業者及び市により構成される「(仮称) 市民環境会議」を設置し、計画の推進母体として、推進方策や進捗管理などに対する意見を交わすこととします。

また、庁内において、各施策の進行状況を把握し、点検するために関係部局間の連携・調整を図ります。

2 環境審議会

環境審議会は、白井市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者で組織します。

本審議会において、環境基本計画の報告内容を審議し、必要に応じ市長に意見を具申します。

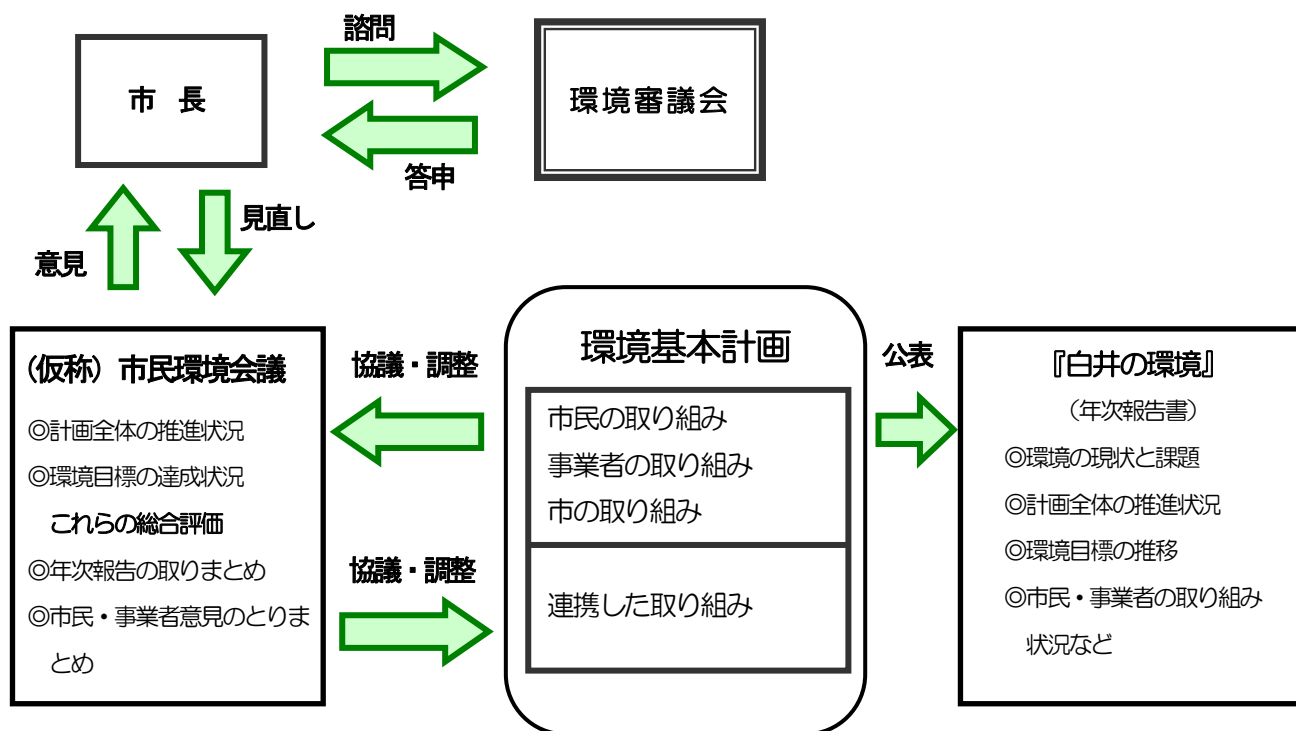
また、本計画に基づく環境施策の実施や進捗状況などについて、助言や提言を行います。

3 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上で、国、県、関係機関、隣接する自治体などに対して、要請や協力を求める場合が想定されます。

特に大気汚染や水質汚濁、地球温暖化問題などについては、市域を超えた広域的な取り組みが必要であることから、今後も、引続き国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

環境基本計画の推進体制のイメージ



第2節 計画の進行管理

1 計画の点検・評価

本計画の進捗状況について、定期的に点検・評価を行うことにより、継続的に改善が図られるものとします。

計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCAサイクル」を用いて把握します。

この方法は、①計画（Plan）、②施策の展開（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出などを行うものです。

2 点検・評価結果の報告

本計画の進捗状況は、年次報告として「白井の環境」を（仮称）市民環境会議に報告し、点検・評価を行います。

年次報告では、計画全体の進捗状況、施策の実施状況などを踏まえて、環境指標の達成状況の分析を行うとともに、各年度の「点検・評価結果報告書」としてホームページなどで公表します。

3 環境情報の提供

市民、市民団体、事業者、行政の連携・協働による環境保全の取り組みを進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。

このため、広報紙やホームページなどを活用し、環境に関する情報の提供を行います。

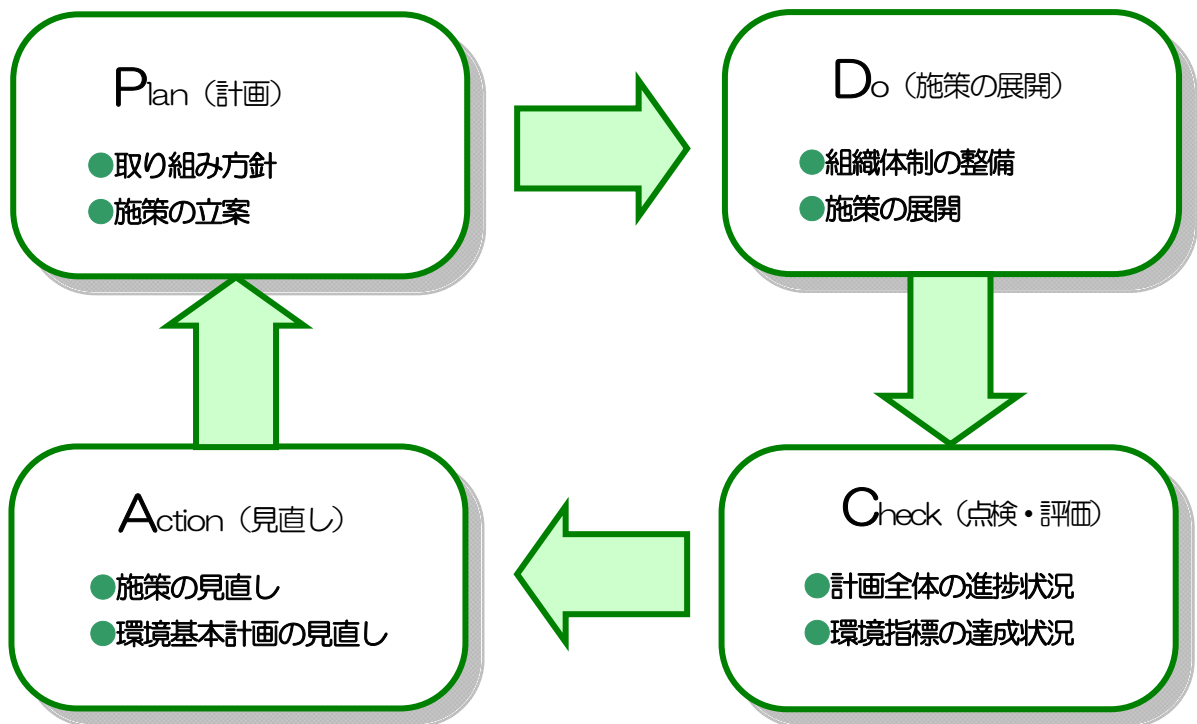
4 計画の見直し

新たな課題の発生や社会情勢・環境状況の変化などに対応するため、計画は中間年（平成 27 年度）を目途に見直しを行います。

平成 27 年度に次期総合計画が策定されることから、計画の整合を図るため、同年に見直しを行うものです。

また、見直しに際しては、環境審議会に諮問し、意見・助言などを受けるものとします。

PDCAサイクルのイメージ



環境指標一覧表 ①

環境目標		個別環境施策	番号	環境指標		過去	現状	目標 の視点	中間	目標	担当課
						H12	H22		H27	H32	
1	農地や里山 を守ろう	(1) 農業の振興と農地の保全 (5) 水田や水辺の保水力の確保	1-1	農用地面積 (h a)		1,383	903	現状維持	903	903	農政課
		(2) 里山の保全	1-2	樹林地面積 (h a)		667	524	現状維持	524	524	
2	緑の環境を守ろう	(3) 緑の保全と創造	2-1	都市公園面積 (m ²)		335,986	394,361	増加	472,500	472,800	都市計画課
			2-2	市域全体の緑被面積 (h a)		2,066	1,877	現状維持	1,877	1,877	
			2-3	緑被率 (%)		58.4	53	現状維持	53	53	
		(3) 緑の保全と創造 (8) 自然との触れ合いの場の確保	2-4	公園数 (箇所)		35	68	増加	71	74	
		(3) 緑の保全と創造	2-5	緑地数 (箇所)		9	29	増加	30	35	
		(3) 緑の保全と創造 (8) 自然との触れ合いの場の確保	2-6	市民の森 (箇所)		3	3	現状維持	3	3	
		(3) 緑の保全と創造	2-7	緑地保全協定締結数 (件)		5	5	現状維持	5	5	
3	水辺の環境を守ろう	(4) 良好な水辺の形成	3-1	湧水保全箇所数 (箇所)		0	1	増加	3	3	環境課 文化課
4	生き物の環境を守ろう	(6) 生物多様性の確保	4-1	樹林・樹木指定数 (本)		0	2	増加	4	6	環境課 文化課
			4-2	オオハクチョウの飛来数 (羽)		6	21	現状維持	21	21	環境課
		(7) 希少動植物の保護と管理	4-3	オオタカの営巣 (箇所)		—	3	現状維持	3	3	
5	自然と触れ合おう	(9) 自然の中でのスポーツ・レクリエーションの振興	5-1	イベント開催数 (回)		3	3	現状維持	3	3	生涯学習課
			5-2	市民講座開催数 (回)		4	5	増加	7	10	
			5-3	スポーツ・レクリエーション(回)		7	10	増加	12	15	
6	すがすがしい空気や静けさを守ろう	(10) 大気汚染や野焼きの防止	6-1	光化学オキシダントの基準超過日数 (日)		97	76	削減	57	38	環境課
			6-2	市内の光化学スモッグ注意報発令件数 (件)		6	4	削減	1	1	企画政策課
			6-3	北総線2駅(白井駅、西白井駅)の利用者人数(人/日)		11,192	11,534	増加	12,000	15,000	
			6-4	市循環バス(人/年)		43,567	139,758	増加	149,000	159,000	
		(11) 騒音・振動の防止	6-5	道路に関する苦情件数 (件)		—	13	削減	10	10	道路課
		(10) 大気汚染や野焼きの防止 (11) 騒音・振動の防止 (12) 悪臭の防止	6-6	公害苦情件数など (件/年)		180	123	削減	115	100	環境課
7	河川や地下水などの水を改善しよう	(13) 水質汚濁の防止	7-1	河川の水質 (年平均値： 単位mg/L)	神崎川(BOD)	2	2.9	低減	2	2	環境課
			7-2		二重川(BOD)	8.3	1.1	低減	1	1	
			7-3		金山落(BOD)	5.1	1.2	低減	1	1	
			7-4		下手賀沼(COD)	6.1	4.6	低減	4	4	
			7-5	異常水質発生件数(件)		2	6	削減	1	1	上下水道課
		(14) 土壌・地下水汚染の防止	7-6	公共下水道処理人口 (人)		43,661	53,341	増加	55,754	56,972	
			7-7	普及率 (%)		86	86.5	現状維持	86.8	86.6	
			7-8	合併処理浄化槽処理人口 (人)		2,302	4,974	増加	5,358	5,828	
			7-9	※下水道供用開始区域を除く		4.55	8.1	増加	8.4	8.9	
			7-10	地下水汚染浄化対策実施箇所数		1	1	現状維持	1	1	環境課
			7-11	地下水位 (代表TP+m)		12.92	14.96	現状維持	14.96	14.96	

環境指標一覧表 ②

環境目標		個別環境施策	番号	環境指標		過去	現状	目標 の視点	中間	目標	担当課
						H12	H22		H27	H32	
8	美しく安心して住める環境を 守ろう	(15) まちの環境美化	8-1	駐輪場利用台数（台/日）		3,569	2,600	増加	2,900	3,200	市民安全課
			8-2	放置自転車撤去数（台）		918	739	削減	550	370	
			8-3	花いっぱい運動参加団体数（団体）		16	52	増加	60	65	環境課
		(17) 環境や安全に配慮した都市基盤の整備	8-4	地区計画の策定数（地区）		8	13	増加	14	16	都市計画課
		(19) 不法投棄の未然防止	8-5	ごみの不法投棄回収量（トン）		45	59	削減	45	45	環境課
9	郷土の歴史や文化を 生かそう	(20) 歴史的文化的環境の保全	9-1	史跡や名所、自然を巡る散策コースの設定数（コース）		18	20	増加	21	22	文化課
			9-2	文化財の保護・理解に関する講座数（回）		14	18	増加	23	23	
			9-3	指定文化財説明看板・案内・誘導看板の設置数（基）		14	19	増加	21	22	
10	ごみを削減しよう	(21) 生ごみのコンポスト化・堆肥化	10-1	生ごみ肥料化容器購入助成延べ件数（件）	コンポスト	1,484	1,758	増加	1,860	1,960	環境課
			10-2		機械式	90	475	増加	570	670	
		(22) ごみの減量化・リサイクル化・資源化の推進	10-3	ごみの排出量（g/人・日）		—	499	削減	470	460	
			10-4	家庭ごみ再資源化率（%）		23.7	25.3	増加	28	31	
		(21) 生ごみのコンポスト化・堆肥化 (21) ごみの減量化・リサイクル化・資源化の推進 (23) エコバッグの利用促進	10-5	ごみ減量化・リサイクルなどに関する市民講座開催数（回）		1	3	現状維持	3	3	
11	水循環を確保しよう	(24) 雨水の利用と浸透の促進	11-1	家庭や事業所における上水使用量（m ³ /人）		—	92	削減	89	86	上下水道課
			11-2	公共施設雨水利用施設数（施設数）		0	1	増加	2	2	管財契約課
12	エネルギーを有効に利用しよう	(25) 省エネルギーの推進	12-1	市有施設電力使用量（kwh）		—	5,598,932	削減	5,267,128	5,267,128	管財契約課 環境課
			12-2	家庭用・事業用都市ガス使用量（m ³ /人）		—	874	削減	830	786	環境課
		(26) クリーンエネルギーの活用	12-3	クリーンエネルギー利用施設数（施設数）		0	3	増加	5	9	管財契約課
13	環境を知り、学び、行動しよう	(27) 環境教育・学習機会の提供 (28) 環境情報の提供	13-1	小・中学校の環境学習教材作成配布数（種・配布数）		2	1	増加	2	2	環境課
						1,400	653	増加	1,300	1,300	
		(27) 環境教育・学習機会の提供 (29) アドバイザーなどの派遣	13-2	環境に関する市民講座（回）		9	1	増加	3	3	
			13-3	イベントの実施数（回）		3	2	増加	4	4	
		(27) 環境教育・学習機会の提供 (28) 環境情報の提供	13-4	こどもエコクラブ登録数（件）		0	2	増加	3	4	
14	環境に配慮した実践しよう	(30) 市民・事業者との連携協力	14-1	環境フォーラム開催回数（回）		0	1	現状維持	1	1	環境課
			14-2	環境保全関係活動団体数（団体）		4	11	増加	13	15	
			14-3	グラウンドワーク事業実施数（回）		0	1	増加	2	2	
15	地球規模で環境を考えよう	(32) 地球環境問題への意識の向上	15-1	市の事務事業による温室効果ガス排出量（kg）		—	4,379,085	削減	4,095,061	4,095,061	環境課
		(33) 地球環境保全対策の推進	15-2	環境分野における国際交流事業数（事業数）		0	1	現状維持	1	1	
			15-3	市内事業者の国際規格など証取得数（事業者数）		1	13	増加	18	23	環境課 商工振興課

資料編

環境基本法（平成五年十一月十九日法律第九十一号）

最終改正：平成二三年一月二日法律第一二二号

（最終改正までの未施行法令）

平成二十三年八月三十日法律第百五号（一部未施行）

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針（第十四条）

第二節 環境基本計画（第十五条）

第三節 環境基準（第十六条）

第四節 特定地域における公害の防止（第十七条・第十八条）

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等（第十九条—第三十一条）

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等（第三十二条—第三十五条）

第七節 地方公共団体の施策（第三十六条）

第八節 費用負担等（第三十七条—第四十条の二）

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（第四十一条—第四十四条）

第二節 公害対策会議（第四十五条・第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、

海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の恵沢の享受と継承等）

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによつて成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によつて損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。

（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築される

ことを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)

第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

(国の責務)

第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、

再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第九条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の日)

第十条 事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。

2 環境の日は、六月五日とする。

3 国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(放射性物質による大気の汚染等の防止)

第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子

力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第二節 環境基本計画

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

- 2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。
- 3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第四節 特定地域における公害の防止

（公害防止計画の作成）

第十七条 都道府県知事は、次のいずれかに該当する地域について、環境基本計画を基本として、当該地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）を作成することができる。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
 - 二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域
- （公害防止計画の達成の推進）

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等（国の施策の策定等に当たっての配慮）

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置
 - 二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置
 - 三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
 - 四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
 - 五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第二十三条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第二十四条 国は、事業者に対し、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるように技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える恵沢を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十一条 国は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第三十二条 国は、地球環境保全に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であって人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの（以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。）に資するための支援を行うことその他の開発途

上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等（以下「地球環境保全等」という。）に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（監視、観測等に係る国際的な連携の確保等）

第三十三条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するように努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するように努めるものとする。（地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置）

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際協力の実施等に当たっての配慮）

第三十五条 国は、国際協力の実施に当たっては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するように努めなければならない。

- 2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようにするため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第七節 地方公共団体の施策

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

第八節 費用負担等

（原因者負担）

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障（以下この条において「公害等に係る支障」という。）を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下この条において「公的事業主体」という。）により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

（受益者負担）

第三十八条 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体に対する財政措置等）

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、

必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の協力)

第四十条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

(事務の区分)

第四十条の二 第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務(政令で定めるものを除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関
(中央環境審議会)

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

三 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、石綿による健康被害の救済

に関する法律(平成十八年法律第四号)、生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第四十二条 削除

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。
(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

第二節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第四十五条 環境省に、特別の機関として、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務
(組織等)

第四十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、環境大臣をもって充てる。

- 3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、環境大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、環境大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（環境基本法の一部改正に伴う経過措置）

- 第二十七条** 施行日前に第五十三条の規定による改正前の環境基本法第十七条第三項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画は、第五十三条の規定による改正後の同法第十七条第三項の規定により内閣総理大臣の同意を得た公害防止計画とみなす。

（国等の事務）

- 第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

- 第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければ

ばならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づ

く政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）

又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第二二一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成十二年六月二日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年七月一二日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二十二條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三條 附則第二条から第十二条まで、第十六条、第十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成十四年七月一二日法律第八八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成十六年六月二日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年二月一〇日法律第四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二章第二節第一款、第八十四条及び第八十六条並びに附則第二条、第三条、第五条、第十条及び第十二条から第十四条までの規定 公布の日

附 則 (平成十九年六月一三日法律第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定、第七条第三項の改正規定、第九条第三項の改正規定(「食料・農業・農村政策審議会」の下に「及び中央環境審議会」を加える部分に限る。)並びに附則第六条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月六日法律第五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月一八日法律第八三 号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五 号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及

び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百条（土地地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三、第一百五（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七、第一百八条、第一百五（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百十六（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第三百九条の三、第四百一条の二及び第四百二条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四百条及び第四百九条の二の改正規定に限る。）、第四百二十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第四百四十五条、第四百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第四百九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、

第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百一十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。）、第百五十七条、第百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第百六十九条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の

改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第百二十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定
公布の日

千葉県環境基本条例

平成七年三月十日
条例第二号

千葉県環境基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 環境の保全に関する基本的施策等(第九条—第二十三条)

第三章 地球環境保全の推進等(第二十四条—第二十六条)

第四章 環境の保全の推進体制等(第二十七条・第二十八条)

附則

私たちのふるさと千葉は、三方を海で囲まれ、温暖な気候と多様な自然の恵みを受けながら、先人のたゆまぬ努力により今日の社会を築いてきたが、この過程で人口の集中や産業の集積が進み、空気や水や土の汚染、増大するごみ問題などが発生し、豊かな自然も一部では失われつつあり、また、生命の源である地球の環境が脅かされるまでに至っている。

今こそ、自然をとうとび、自然の調和をそこなうことなく、自然環境の適正な保全に県民の総力を結集し、ひいては地球環境全体の保全に資する行動に努めるべきである。

私たちが、健康で文化的な生活を営むうえで、健全で豊かな環境の恵みを享受することは欠くことのできないものであり、私たちは現在及び将来の世代の人間が、この環境の恵みを享受できるよう環境を保全し、継承していかなければならない。

千葉県では、環境新時代に向けて、限りある環境を保全していくため、私たち県民の環境に対する行動規範として環境憲章を策定し、よりよき自然環境の保全と快適な生活環境の確保に努めてきた。

そこで更に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力のある環境を保全し、快適な環境の実現を図っていくため、ここに千葉県環境基本条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその

生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、現在及び将来の県民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、環境の保全を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村の施策を支援し、及びその実施に協力するよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、県の施策に協力して地域の環境の保全に努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(千葉県環境白書)

第八条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するとともに、県民に環境

の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、千葉県環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する基本的施策等 (環境基本計画の策定)

第九条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する長期的な目標
 - 二 環境の保全に関する施策の方向
 - 三 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ千葉県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(環境影響評価の措置)

第十一条 県は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画し、又は実施する事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響を自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第十二条 県は、環境の保全上の支障を防止するために、次の各号に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

一 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

二 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更等の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

三 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第十三条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。
(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者又は県民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより

環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、県民の理解のもとに、その措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第十五条 県は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための施設及び下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等）

第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

（県民等の意見の反映）

第十七条 県は、環境の保全についての施策に県民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について県民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する学習の推進）

第十八条 県は、県民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その

他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第十九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第二十条 県は、県民に対して環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施）

第二十一条 県は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（監視等の実施等及び研究等の推進）

第二十二条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

2 県は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制を整備するとともに研究開発の推進に努めるものとする。

（公害に係る紛争の処理及び被害の救済）

第二十三条 県は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な処理を図るとともに、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第三章 地球環境保全の推進等

（地球環境保全の推進）

第二十四条 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

（地球環境保全行動の推進）

第二十五条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて、地球環境保

全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(国際協力の推進)

第二十六条 県は、国等と連携し、地球環境保全に関する国際的な連携を図り、開発途上にある海外の地域に対しての環境の保全に関する技術、情報等の提供その他の地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第四章 環境の保全の推進体制等

(環境の保全の推進体制の整備)

第二十七条 県は、市町村、事業者及び県民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十八条 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(千葉県環境保全条例の廃止)

2 千葉県環境保全条例(昭和四十六年千葉県条例第三十号)は、廃止する。

白井市環境基本条例

平成 12 年 6 月 30 日

条例第 32 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策等(第 9 条—第 21 条)
- 第 3 章 環境の保全の推進体制等(第 22 条・第 23 条)
- 第 4 章 環境審議会(第 24 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続けることにより、持続的に発展することができる社会が築き上げられるように行われなければならない。

- 3 環境の保全は、大気、水、土壌等が良好な状態に保持され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するための課題であることから、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、環境の保全に関して、地域の条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境の保全に関して、情報の提供その他の必要な措置を講ずることにより、市民意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ自ら適正に調査、予測及び評価を行い、環境の保全に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が、廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように製品の開発その他の必要な措置を講ずること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が、使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資することとなるように製品の開発その他の必要な措置を講ずること。
 - (3) 事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、事業活動に関して、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、環境の保全に関心を持ち必要な知識を得ることにより、自ら環境の保全について理解を深めるように努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(パートナーシップの形成等)

第 7 条 市、事業者及び市民は、健全で恵み豊かな環境の保全を推進するため、パートナーシップ(適正な役割分担と密接な連携をいう。以下同じ。)の形成に努めなければならない。

2 市、事業者及び市民は、前項に定めるパートナーシップに基づき行われる環境の保全に関する活動に参加し、及び協働するように努めなければならない。

(施策等の公表)

第 8 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第 9 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるように必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ白井市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

(規制の措置等)

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次の各号に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における行為であって、保護することが必要な野生生物、地形又は地質その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第12条 市は、環境の保全を推進するため、事業者、市民及び他の地方公共団体と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することを目的とする施策が、適正な経済的負担を求める措置を必要と認めるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、排水処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備、公園その他の公共的施設の整備その他の環境の保全に関する事業を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用に自ら努めるとともに、事業者及び市民においても利用が促進されるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習機会の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、適切な調整その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の保全に関する情報の収集に努め、及び提供するものとする。

(調査の実施)

第18条 市は、環境の状況の把握その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施等)

第 19 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

(苦情の処理)

第 20 条 市は、関係行政機関と協力して公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の適切な処理(公害紛争処理法(昭和 45 年法律第 108 号)に基づく公害紛争処理制度の適切な運用を含む。)に努めるものとする。

2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の相談に応ずるため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 事業者及び市民は、その日常活動及び事業活動が地球環境の保全に密接な関係にあることを認識し、市の施策に協力するとともに自ら地域における地球環境の保全に資する活動に努めるものとする。

第 3 章 環境の保全の推進体制等

(推進体制の整備)

第 22 条 市は、市の機関相互が連携し、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市が実施する環境の保全に関する事業を事業者及び市民の協力により効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(県及び他の市町村との協力)

第 23 条 市は、環境の保全を図るために広域的な取り組みを必要とする施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 24 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、白井市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 環境の保全に関する施策の実施及び民間団体等の意見の措置の状況
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全に関して必要と認められる事項

- 3 審議会は、環境の保全に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。
- 5 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 環境問題に関し学識経験を有する者 5 人以内
 - (2) 市内事業者 2 人以内
 - (3) 市民 5 人以内
 - (4) 市内団体の代表者 3 人以内
- 7 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(白井町環境審議会条例の廃止)
- 2 白井町環境審議会条例(平成 6 年条例第 18 号)は、廃止する。

策定までの経緯（1/2）

年 月 日	検 討 内 容
平成 22 年 11 月 11 日	第 1 回 環境基本計画策定委員会 ・第 1 章 環境基本計画の背景と意義について ・策定内容・スケジュールについて ・アンケート調査素案について
 12 月 1 日 ～ 13 日	市民アンケート調査の実施 ・目的：環境に対する市民の意向等を把握し、計画に反映させるために実施。
平成 23 年 3 月 29 日	第 2 回 環境基本計画策定委員会 ・アンケート調査の結果について ・第 2 章 環境の現状と課題について ・第 3 章 望ましい環境像及び体系図の見直しについて ・第 4 章 実践行動の見直しについて
4 月 13 日	第 1 回 自然環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
4 月 21 日	第 1 回 生活環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
4 月 27 日	第 1 回 循環型社会環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
5 月 11 日	第 2 回 自然環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
5 月 12 日	第 2 回 循環型社会環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
5 月 16 日	第 2 回 生活環境施策分科会 ・実践行動の見直しについて
5 月 25 日	第 3 回 自然環境施策分科会 ・実践行動見直し案の最終確認
6 月 1 日	第 3 回 循環型社会環境施策分科会 ・実践行動見直し案の最終確認
6 月 6 日	第 3 回 生活環境施策分科会 ・実践行動見直し案の最終確認
6 月 17 日	第 1 回 環境基本計画策定委員会 ・分科会で検討した実践行動見直し案の最終確認
6 月 30 日	第 2 回 環境基本計画策定委員会 ・環境目標値について
7 月 12 日	第 3 回 環境基本計画策定委員会 ・環境目標値について
7 月 22 日	第 4 回 環境基本計画策定委員会 ・環境目標値について
8 月 9 日	第 5 回 環境基本計画策定委員会 ・環境目標値について
8 月 31 日	第 6 回 環境基本計画策定委員会 ・環境目標値について
9 月 22 日	第 7 回 環境基本計画策定委員会 ・第 4 章 施策の展開と実践行動について
10 月 17 日	第 1 回 環境団体との意見交換会 ・第 4 章 施策の展開と実践行動について

策定までの経緯（2/2）

年 月 日	検 討 内 容
10月19日	第2回 環境団体との意見交換会 ・第4章 施策の展開と実践行動について
10月24日	第3回 環境団体との意見交換会 ・第4章 施策の展開と実践行動について
10月26日	第4回 環境団体との意見交換会 ・第4章 施策の展開と実践行動について
11月12日	第1回 地区別意見交換会（白井駅前センター） ・環境基本計画の目的及び概要等について
11月13日	第2回 地区別意見交換会（西白井複合センター） ・環境基本計画の目的及び概要等について
	第3回 地区別意見交換会（桜台センター） ・環境基本計画の目的及び概要等について
12月2日	第8回 環境基本計画策定委員会 ・意見交換会での意見・要望について ・第5章 推進体制と進行管理について
12月9日	第1回 環境基本計画検討委員会 ・次期環境基本計画（案）について
12月21日	第2回 環境基本計画検討委員会 ・次期環境基本計画（案）について
平成24年1月16日	調整会議 ・次期環境基本計画（案）について
1月25日	政策会議 ・次期環境基本計画（案）について
 2月15日 ～ 29日	パブリックコメント（意見公募） ・次期環境基本計画（案）について
3月12日	第3回 環境基本計画検討委員会 ・パブリックコメントでの意見について ・次期環境基本計画（案）について
3月21日	環境審議会 ・次期環境基本計画（案）について
3月27日	政策会議 ・次期環境基本計画（案）について

白 井 市 環 境 基 本 計 画 策 定 委 員 会

No.	対 象	氏 名	所 属 課	備 考
1	市民(公募)	池 川 悟		
2		大 森 三千雄		
3		加 藤 重 雄		
4		桑 原 正 彦		
5		谷 本 滋 宣		
6		寺 園 直 美		
7		新 堀 昌 邦		会長
8		西 野 登		
9		藤 村 清		
10	市内事業者代表	水 谷 義 一		
11		伊 藤 仁		
12		野 水 俊 夫		
13	市内環境団体代表	加 藤 三 洲		
14		秋 井 邦 夫		
15		山 本 恵 一		
16	市職員	吉 川 弘 一	財政課	
17		津々木 哲 也	企画政策課	
18		折 山 光 男	都市計画課	
19		秋 本 勲	道路課	
20		日 野 裕美子 (森山 健)	上下水道課	
21		平 井 努	環境課	
22		高 橋 正 幸	農政課	
23		宇 賀 智 晶	商工振興課	
24		岩 立 裕 子	生涯学習課	
25		戸 谷 敦 司	文化課	
26		今 井 好 美 (中原 康雄)	学校教育課	
27	市職員 (公募)	山 本 敏 伸	企画政策課・環境課	副会長
28		中 島 正 恵	学校教育課	
29		佐 藤 愛 子	管財契約課	
30		富 田 宏 美	総務課	

白 井 市 環 境 基 本 計 画 検 討 委 員 会

No.	所 属	氏 名	備 考
1	管財契約課長	湯浅 章吾	
2	企画政策課長	佐藤 賢一	
3	都市計画課長	黒澤 博史	副会長
4	道路課長	内藤 健作	
5	上下水道課長	小林 茂輝	
6	環境課長	藤咲 克己	会長
7	市民安全課長	緑川 英一郎	
8	農政課長	伊藤 文夫	
9	商工振興課長	伊藤 研一	
10	学校教育課長	清水 登	
11	生涯学習課長	大塚 栄一	
12	文化課長	秋本 善久	

白 井 市 環 境 審 議 会

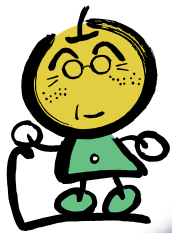
No.	対 象	氏 名	備 考
1	有識者	辻川 毅	会長
2		長谷川 雅美	
3		村上 雅彦	
4	事業者代表	宇津野 和俊	副会長
5		藤田 均	
6	団体代表	米田 豊子	
7		河合 泰	
8		深澤 正昭	
9	市民代表	山内 昂	
10		中谷 武	
11		吉弘 尚道	
12		成澤 昇	
13		市川 温子	



白井市第2次環境基本計画

平成 24 (2012) 年度 ⇨ 平成 32 (2020) 年度

発 行 平成 24 年 4 月
白井市環境建設部環境課
〒270-1492 千葉県白井市復 1123
TEL 047-492-1111
FAX 047-492-6377
ホームページ <http://city.shiroi.chiba.jp>



再生紙を使用しています

白井市